

令和 8 年

富岡町議会会議録

第 4 回 定例会

6 月 16 日 開会・閉会

富岡町議会

令和 8 年第 4 回富岡町議会定例会会議録目次

第 1 日 6 月 1 6 日（火曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○欠員議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
開 会 （午前 9 時 0 0 分）	4
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○諸般の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸報告	5
○議案の一括上程	8
○提案理由の説明及び一般町政報告	9
○一般質問	1 3
高 野 匠 美 君	1 3
渡 辺 三 男 君	2 4
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	3 6
○委員会報告	5 3
○動議の提出	5 6
○閉会の宣告	5 7
閉 会 （午後 2 時 1 6 分）	5 7

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 8 年第 4 回富岡町議会定例会

議事日程 第 1 号

令和 8 年 6 月 1 6 日（火）午前 9 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第 4 議案の一括上程

報告第 3 号 令和 7 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

議案第 2 5 号 専決処分の報告及びその承認について

議案第 2 6 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 2 7 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 2 8 号 工事請負契約について

議案第 2 9 号 工事請負契約について

議案第 3 0 号 工事請負契約について

議案第 3 1 号 令和 8 年度富岡町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 3 号 令和 7 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

議案第 2 5 号 専決処分の報告及びその承認について

議案第 2 6 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 2 7 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 28 号 工事請負契約について

議案第 29 号 工事請負契約について

議案第 30 号 工事請負契約について

議案第 31 号 令和 8 年度富岡町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会広報特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（ 8 名）

2 番 辺 見 珠 美 君

3 番 平 山 勉 君

4 番 佐 藤 啓 憲 君

5 番 渡 辺 正 道 君

6 番 高 野 匠 美 君

7 番 宇佐神 幸 一 君

9 番 渡 辺 三 男 君

10 番 堀 本 典 明 君

○欠席議員（ 1 名）

1 番 安 藤 正 純 君

○欠員議員（ 1 名）

○説明のため出席した者

町 長 山 本 育 男 君

副 町 長 宮 川 大 志 君

教 育 長 武 内 雅 之 君

会 計 管 理 者 大 舘 衆 司 君

参事兼総務課長 猪 狩 力 君

企 画 課 長 畠 山 信 也 君

税 務 課 長 斉 藤 一 宏 君

住 民 課 長	篠 田 明 拡 君
福 祉 課 長	佐 藤 邦 春 君
健康づくり課長	猪 狩 勝 美 君
安全対策課長	飯 塚 裕 之 君
地域創生課長	原 田 徳 仁 君
農林水産課長	佐 藤 美 津 浩 君
都市整備課長	大 森 研 一 君
教育総務課長	松 本 真 樹 君
生涯学習課長	坂 本 隆 広 君
郡 山 支 所 長	渡 邉 浩 基 君
いわき支所長	黒 澤 真 也 君
総務課課長補佐	安 藤 崇 君
福祉課課長補佐	坂 本 功 一 君
農 林 水 産 課 課 長 補 佐 兼 農 業 振 興 係 長	伊 本 和 明 君
代 表 監 査 委 員	石 井 和 弘 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	遠 藤 博 生
議 会 事 務 局 幹 事 長 兼 庶 務 係	杉 本 亜 季
議 会 事 務 局 任 務 主 任	黒 木 裕 希

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第4回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（堀本典明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る6月12日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から17日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和8年第2回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

また、陳情書3件を受理し、この写しを委員会報告書の91ページから99ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 宇佐神 幸 一 君

9番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（堀本典明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から17日までの2日間といたしたいと存じますが、こ

れにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの2日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、石井和弘君。

〔代表監査委員（石井和弘君）登壇〕

○代表監査委員（石井和弘君） おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

8監第4号、令和8年6月16日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、堀本典明様、富岡町監査委員、石井和弘、富岡町監査委員、佐藤啓憲。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。（1）令和8年2月・3月・4月（令和7年度4月分・令和8年度4月分）、（2）一般会計及び特別会計。（3）歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和8年3月19日・4月21日・5月21日。

3、検査の結果。（1）収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。（2）違法または不適切と認めて指示した事項、なし。（3）検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙記載のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） 改めまして、おはようございます。報告第12号、令和8年6月16日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。1、議案審議について、2、6月定例会の会期及び日程について、3、その他、（1）一般質問について、（2）陳情について、（3）その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和8年6月12日午前8時50分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員4名、欠席委員1名、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。6月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件1件、承認案件1件、人事案件1件、条例の一部改正案件1件、工事請負等の契約案件3件、補正予算案件1件、合計8件。

(2)6月定例会の会期及び日程について。6月定例会の会期日程については、会期を6月16日から17日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他。(1)一般質問について、一般質問の通告2名について、議会事務局長より説明を受けた。(2)陳情について、提出のあった陳情3件について、議会事務局長より説明を受けた。(3)その他。

以上です。

○議長(堀本典明君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長(佐藤啓憲君)登壇〕

○議会広報特別委員会委員長(佐藤啓憲君) 改めまして、おはようございます。報告第13号、令和8年6月16日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第226号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第226号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過、第1回から第4回までにつきましては、お読み取りいただきたいと思います。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第226号の編集について。とみおか議会だより第226号の企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、満開を迎えた夜の森の桜の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、町立小中学校の卒業式、にこにこども園の卒業式及び入学式、入園式の写真に掲載することに決した。とみおか議会だより第226号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。

第4回、(1)とみおか議会だより第226号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等

を実施した。

以上、報告です。

○議長（堀本典明君） ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9 番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 皆さん、おはようございます。報告第14号、令和8年6月16日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和8年2月・3月・4月分）について。2、（1）東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況について、（2）福島第二原子力発電所の取組状況について、（3）その他。3、その他。

2、審査の経過。審査の経過については、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和8年2月・3月・4月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、安全対策課より説明を受けた。2、（1）東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。委員からは、昨今の世界情勢により物資確保が困難な状況で、廃炉の進捗に影響がないよう対策を講じているのかという質疑が出された。（2）福島第二原子力発電所の取組状況について。福島第二原子力発電所の取組状況について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。（3）その他。

委員からは、本町地内に建設中の新企業センター工事に係る意見や、質疑として燃料プールの冷却の状況や新たに取出された燃料デブリの知見や性質、形状等に関する事、廃炉作業における外国籍の作業員の状況に関する事が出されたほか、今年23年ぶりに海水浴場が再開されることを受けて、風評影響の抑制に大きく寄与できるよう処理水対応をしっかりと行ってもらいたい旨の要望が出された。3、その他。委員からは、活発な質疑応答を行うために、資料を事前に受け取れることができるよう調整してもらいたい旨の要望が出された。

終わります。

○議長（堀本典明君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（堀本典明君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議員の皆さん、おはようございます。衣替えの季節も過ぎ、本格的な夏を間近に控える時節となりました。

本日令和8年第4回富岡町議会定例会の開会に当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げますとともに、今定例会にご提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

初めに、天皇皇后両陛下と愛子内親王殿下の本町ご訪問について申し上げます。去る4月6日、7日の2日間にわたり、両陛下と愛子内親王殿下におかれましては、福島県庁及び双葉郡をご訪問されました。東日本大震災及び原子力発電所事故の発生から15年の節目に行われた今回の行幸啓は、復興状況のご視察を主な目的とされるものであり、被災地をご一家そろって訪問されるのは初めてのことであったとでございます。本町には7日の午前にお着きになり、とみおかアーカイブ・ミュージアムをご視察されました。議員の皆様におかれましては、特別奉迎者としてのご対応、誠にありがとうございました。ご一家には津波の被害を今に伝えるパトカーなどの展示を御覧いただいたとともに、私から町の概要、震災当時の状況、その後の15年の歩み、そして今後の町政の方向性と復興への思いについてご説明申し上げます。両陛下からは、復興に向け邁進する本町に対し、温かいねぎらいのお言葉を賜り、帰還困難区域の現状や移住者の状況についても深い関心を持ってご質問をいただきました。また、本町の誇りである夜の森の桜並木が満開を迎える中、天皇ご一家を咲き誇る桜のトンネルでお迎えできましたことは町民にとっても大きな励みであり、私としても深く感慨いたしましたところであります。ご一家が本町にお越しになられた記念として、視察先となりましたアーカイブ・ミュージアムの近隣に今般の行幸啓をしっかりと後世に伝承すべく、年度内にしかるべき記念碑等の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、本町の真の復興を成し遂げる上での前提であり、最重要課題である帰還困難区域の復興、再生に向けた取組について申し上げます。さきの全員協議会においてご説明申し上げましたとおり、避難指示解除の根幹である除染及び建物解体の対象となる特定帰還居住区域のさらなる追加区域設定に向け、7月から第3回帰還意向調査及び営農再開に向けた調査を実施いたします。また、7月4日及

び5日の2日間にわたり、小良ヶ浜地区及び深谷地区における除染等の進捗状況をはじめ、これら2つの意向調査の内容について、地域の皆様から直接ご意見を伺うため、富岡町、いわき市、郡山市の3会場において第8回小良ヶ浜地区、深谷地区の再生に向けた取組に関する意見交換会を開催いたします。町としては、地域の皆様お一人お一人の思いをしっかりと受け止め、的確に施策へ反映させてまいります。この帰還困難区域の復興、再生をさらに力強く進めていくため、5月20日には私が副会長を務めております原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会として、堀本議長と共に国への要望活動を行ってまいりました。当日は、牧野復興大臣をはじめとする関係省庁や自由民主党、東日本大震災復興加速化本部の谷本部長に対し、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた除染、インフラ復旧、整備、生活関連サービスの再開を一体的かつ着実に推進することを強く求めてまいりました。また、その進捗状況や今後の見通しについて、地域住民の皆様に分かりやすく丁寧に説明すること、さらには特定帰還居住区域制度の対象外となっている、いわゆる政府として残された課題への取組方針を早急に明示することについても強く要望いたしました。加えて、第3期復興・創生期間以降を見据えた中長期的な財源の確保及び被災地の実情に応じた制度の柔軟な運用についても強く求めたところであります。今後とも「帰還困難区域の再生なくして、ふるさと富岡の真の復興なし」との強い信念の下、国、県をはじめとする関係機関との連携を一層密にしながら、地域住民の皆様のふるさとへの切なる思いに寄り添い、帰還困難区域の一日も早い復興、再生に向け、全庁一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き議員各位のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、第三次富岡町災害復興計画の進捗管理について申し上げます。本町の復興は、本計画において目指すべき姿としている「一人ひとりの幸せでみんなの未来を創る富岡町～住むほど、関わるほど、魅力と愛着が湧く町～」の実現に向け、帰還された方、避難先で生活される方、そして本町に思いを寄せ、関わっていただく方々と共に、将来にわたって誇りと希望を持てる富岡町を築いていくものであります。このため、計画に掲げた施策を着実に推進するとともに、その進捗や成果を客観的に評価し、必要に応じて見直しを行う不断の進捗管理が不可欠であります。現在本年4月に策定した事業評価に関するマニュアルに基づき、令和7年度事業の評価に向けた準備を進めております。この評価をより実効性のあるものとするには、外部の有識者等による客観性を重んじた実施体制の構築が必要です。ついては、議会や町民の皆様にご協力いただき、事業の成果や課題を明らかにし、一つ一つの指標の達成を積み重ねることで、計画に掲げる目標の実現に向け、一步ずつ歩みを進めてまいります。

次に、前回の議会定例会にて第71回福島県市町村広報コンクールの広報写真、組み写真の部において、本町の広報写真が最高賞である特選を受賞したことをご報告申し上げましたが、その後の進展についてご報告いたします。本作品は、福島県代表として全国広報コンクールへ推薦され、厳正なる審査の結果、令和8年全国広報コンクールにおいて、同部門の応募36作品の中から見事入選を果たしました。県内での最高評価に続き、全国の舞台においても本町の広報活動が高く評価されましたことは大変名誉なことであり、撮影にご協力いただいた皆様に感謝を申し上げ、町民の皆様と共にこの

喜びを分かち合いたいと思います。広報は、町政と町民の皆様をつなぐ大切なかけ橋であります。今回の受賞を大きな励みとし、今後も町政情報をはじめ、本町が有する魅力や復興に向けて着実に歩みを進める姿を適時、適切に分かりやすく発信するとともに、町民の皆様に信頼され、親しまれる広報に努めてまいります。

次に、夜の森地区中核拠点施設整備について申し上げます。商業施設整備につきましては、昨年度中に事業者選定を行った後、利用者目線を重視し、幅広い方々からのご意見を基本設計に反映させてまいりました。現在は実施設計に着手しており、本年度内の設計完了に向け、順調に事業を進めております。また、温浴施設整備につきましては、まず温泉井戸の整備を進めるべく、本定例会において工事請負契約に係る議案を上程しているほか、本年度内に設計、建設、運営を一括して担うDBO事業者の選定を行うため、先月事業者の公募を開始したところであります。買物環境の再生と温浴施設の整備は、地域ににぎわいを創出し、日々の生活に潤いと満足度をもたらすものであり、持続可能な地域経済の中核であると考えております。引き続き施設の早期整備に向けたスケジュール管理を徹底し、両施設における着実な事業の推進を図ってまいります。

次に、富岡第二産業団地整備事業について申し上げます。これまで基本構想から基本設計、用地買収、実施設計と段階的に進めてまいりました本事業ですが、いよいよ本格的な工事着手に向け、本定例会に工事請負契約に係る議案を上程しております。令和10年度の供用開始に向け、安全第一で工事を進めることはもとより、効果的な企業誘致も含め、旧特定復興再生拠点区域の復興を牽引する力強い原動力となるよう事業を進めてまいります。

次に、富岡海水浴場の開設について申し上げます。福島県の海岸沿線は、豊かな海の幸、そして震災からの復興と未来の創造を感じられるエネルギーに満ちたエリアであり、観光スポットとしての魅力発信やナショナルサイクルートの指定に向けた動きなど、官民が連携した活動が盛んに行われております。こうした機運をさらに高めるとともに、本町の特性を生かした観光振興に向け、かつて海水浴場として親しまれていた富岡漁港南部において、本年夏から海水浴場開設を目指すことといたしました。これに伴い、本定例会において関係する事業費を補正予算として計上しております。本町の重点事業の柱の一つである町内のにぎわいの創出に向け、安全面での対策を万全にしつつ、夏の新たな観光コンテンツとして魅力ある事業展開に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、さきの定例会以降に実施いたしました主な事務事業及び行事についてご報告いたします。まず、3月26日、弘前大学との間で放射線測定や地域社会の発展、人材育成等に関する包括連携協定を締結いたしました。本協定における主な連携事項は、第1にALPS処理水の海洋放出に伴う海水等の環境、水資源へのトリチウム水による影響評価に関すること。第2に、里山及び宅地近隣の森林地域における放射線モニタリング活動と評価に関すること。第3に、健康相談や講演活動等を通じた住民の健康管理並びに安全、安心の確保に関することなどであります。弘前大学には、協定締結

以前からも空間線量や海水等の放射能測定にご協力をいただいておりますが、町としても科学的知見に基づき、町民の皆様の健康影響への不安に中長期的に寄り添う必要があるため、このたびの締結に至りました。連携体制が明確になったことで、今後は専門の先生方のみならず、学生の皆様にも本町に足を運んでいただき、若い力による町の情報発信や地域活性化にも寄与していただけるものと大きく期待しているところであります。

次に、夜の森桜まつり2026について申し上げます。今年の桜まつりにつきましては、4月3日に開花宣言をした翌日である4月4日から2日間にわたって開催し、2万人を超える大変多くの方々にご来町いただきました。特に今年はふくしまデスティネーションキャンペーンとの連携もあり、町民の皆様や県内のリピーターの方々をはじめ、首都圏をはじめとする遠方からも多くの方々にお越しいただきました。観光で来町された方々が町内の周辺施設へ周遊できる環境も整い始め、桜の魅力とともに本町の復興、創生に向けた取組へのご理解も深めていただけたものと確信しております。今後とも町のシンボルである夜の森の桜並木をはじめとした四季折々の魅力を発信し、交流人口、関係人口の拡大に努めてまいります。

次に、消防団活動について申し上げます。消防団の団結と士気の高揚を図るため、4年に1度開催される福島県消防協会双葉支部春期連合検閲式が4月12日に桜通り及び総合グラウンドを会場に举行されました。前回は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため、実に8年ぶりの開催となり、双葉郡内各町村から消防団員や婦人消防隊など約510名、本町からは消防団員66名、婦人消防隊14名の計80名が参加いたしました。当日は、桜吹雪が舞う夜の森の桜並木の下、各消防団が一堂に会し、地域防災の要として郷土を守る使命を遂行する決意を新たにいたしました。

4月30日には、町役場正庁において富岡町行政区長会を開催いたしました。各行政区の区長、副区長の皆様に委嘱状を交付するとともに、今年度の町事業の概要についてご説明申し上げます。行政区長の皆様には、地域住民と行政とを結ぶ重要なパイプ役として、今年度の円滑な自治組織活動へのご協力をお願いしたところであります。

5月2日から6日にかけては、国内外のジュニアバドミントン選手が集結する富岡世界プロジェクト2026が町総合体育館をメイン会場に開催されました。本大会は今年で3年目を迎え、ふたば未来学園をはじめとする国内の強豪校に加え、中国、台湾、アメリカ、ニュージーランド、カナダなどから17歳以下のトップ選手約160名が集結し、熱戦を繰り広げました。大会前日には、富岡高校出身の桃田賢人選手が講師となり、子供たちへの熱心な実技指導をいただいたほか、選手や指導者を歓迎するレセプションを開催いたしました。レセプションでは、国境を越えて楽しく交流する姿が多く見られ、スポーツや文化を通じた国際交流の重要性を再認識したところであります。

また、5月17日には富岡町さくら文化・スポーツ振興公社が主催するとみおかスポーツフェスタ2026が町総合スポーツセンター等を会場に開催されました。グラウンドゴルフをはじめとする多彩な軽スポーツを通じて、町民の皆様の健康増進と地域コミュニティの維持、発展を図りました。

5月23日には、富岡小中学校の運動会が盛大に開催されました。前日までの雨により、校庭での開催が危ぶまれましたが、教職員や地域の方々の懸命なグラウンド整備等のご支援により無事に開催することができました。120名の児童生徒たちが日頃の練習の成果を存分に発揮し、元気いっぱいに関種競技に取り組みました。保護者の皆様をはじめ、富岡町女性会など地域の方々にもお越しいただき、子供たちと一緒に競技に参加されるなど、学校と地域が一体となったにぎやかな運動会となりました。地域コミュニティの拠点となる学校運営の成果が徐々に現れてきているものと考えており、今後とも世代を超えた交流と多様な学びの創出に取り組んでまいります。

6月7日には、恒例行事である町内花いっぱい運動及びクリーンアップ作戦を同時に実施いたしました。花いっぱい運動には19行政区、10団体、クリーンアップ作戦には15行政区、5団体、合わせて600名の皆様に早朝からご参加いただき、予定どおり活動を終えることができました。町を美しい花々で彩り、町内外の皆様に花と緑あふれる町富岡を実感していただける環境を整備できましたことに、ご協力いただいた各行政区、各種団体の皆様へ心より感謝申し上げます。

さらに、その翌々日である6月9日には、毎年花いっぱい運動とのタイアップ事業として行ってまいりました人権の花運動を実施いたしました。この運動は、町の人権擁護委員が小中学校を訪問し、児童生徒たちが花苗の植栽、管理を行う中で、協力することの大切さや他者への思いやりの心を学び、生命の尊さを実感しながら人権尊重思想を育む啓発運動です。今後もこうした環境美化活動を通じ、町民同士の絆を深め、温かいコミュニティの維持につなげてまいりたいと考えております。

最後に、今定例会に提出いたしております議案等について申し上げます。今定例会には、繰越明許費繰越しの報告案件1件、人事案件1件、条例の一部改正案件2件、工事請負等の契約案件3件、一般会計補正予算案件1件の計8件の議案等を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上、極めて重要な案件であります。何とぞ慎重なるご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げ、町政報告及び提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（堀本典明君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

まず、6番、高野匠美君の登壇を許可します。

6番、高野匠美君。

〔6番（高野匠美君）登壇〕

○6番（高野匠美君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告書に従いまして一般質問

をさせていただきます。

まず初めに、件名１、避難先及び復興公営住宅等における高齢者、障がい者の見守りと孤独死等の防止について。（１）原発事故により、いわき市や郡山市など町外に避難している高齢者、障がい者の人数や生活実態を今現在町としてどのように把握しているのか伺いたい。

（２）避難先にいる高齢者、障がい者に対する見守りや相談支援、安否確認等について、町として現在どのような体制と具体的な取組を行っているのか伺いたい。

（３）町民が居住する復興公営住宅等における高齢者、障がい者の孤立や孤独死のリスクについて、町としてどのような実態把握と課題認識を持ち、見守り体制をどのように構築しているのか伺いたい。

（４）復興公営住宅の合鍵管理や緊急時の安否確認、室内確認のルールを含め、避難先と富岡町内の両方で孤独死、孤立死を防止するために今後どのような具体策と改善を図っていくのか伺いたい。

答弁お願いいたします。

○議長（堀本典明君） ６番、高野匠美君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） ６番、高野匠美議員の一般質問にお答えいたします。

１、避難先及び復興公営住宅等における高齢者、障がい者の見守りと孤独死等の防止について。

（１）原発事故により、いわき市や郡山市など町外に避難している高齢者、障がい者の人数や生活実態を今現在町としてどのように把握しているのか伺いたいについてお答えいたします。町外に避難している高齢者、障がい者の人数につきましては、町で管理している避難者リストや避難行動要支援者システムにより把握しております。町外に避難している高齢者につきましては、いわき市に1,642人、郡山市に572人、その他の自治体に1,154人の合計3,368人、障がい者につきましてはいわき市に275人、郡山市に110人、その他の自治体に177人の合計562人であります。また、県内在住の高齢者、障がい者の生活実態につきましては、社会福祉協議会や地域包括支援センター、保健師や民生児童委員、福祉事業所等が行う訪問活動により、問題を抱えている世帯を抽出するとともに、その対応を協議する情報共有会議を通じて把握することとしております。県外在住者については、県外避難者支援拠点事務所から随時なされる電話連絡や訪問活動の定期報告を庁内関係課の間で共有することにより把握しております。

次に、（２）避難先にいる高齢者、障がい者に対する見守りや相談支援、安否確認等について、町として現在どのような体制と具体的な取組を行っているのか伺いたいについてお答えいたします。避難先にお住まいの高齢者、障がい者に対する見守りや相談支援等につきましては、県内においては高齢者のみの世帯などを対象に行う社会福祉協議会等による訪問活動の内容について、先ほど申し上げました情報共有会議を通じてその後の支援につなげております。サポートが必要な障がい者につま

しては、福祉事業所による見守りや安否確認、医療機関による訪問看護等から得られた情報を基に対応しているところであります。県外においては、県外避難者支援拠点事務所が訪問活動や電話連絡を実施しております。

次に、(3) 町民が居住する復興公営住宅等における高齢者、障がい者の孤立や孤独死のリスクについて、町としてどのような実態把握と課題認識を持ち、見守り体制をどのように構築しているのか伺いたいについてお答えいたします。全国的な高齢化と核家族化に加え、当町においては原子力災害に起因した特有の事情が独居高齢者の増加に拍車をかけております。また、高齢化に伴う身体機能の低下等の理由から新たに障がいを抱える方もおり、このような方々の孤立や孤独死のリスクが高まっているものと認識しております。こうした方々に対して定期的な訪問の頻度を高めるとともに、必要に応じて家族との同居や介護施設への入居を促すことで、孤立や孤独死のリスクを低減させることが重要であると考えております。町といたしましては、現在の訪問活動等による実態の把握を今後も継続しつつ、既に導入している緊急通報システム、アイネットの利用者をさらに増やすことにより、見守り体制の強化や社会福祉協議会等が行う各種事業への参加、福祉サービスの利用促進など、人とつながる機会の情報提供にも努め、孤立や孤独死のリスク低減に取り組んでおります。

次に、(4) 復興公営住宅等の合鍵管理や緊急時の安否確認、室内確認のルールを含め、避難先と富岡町内の両方で孤独死、孤立死を防止するために、今後どのような具体策と改善を図っていくのか伺いたいについてお答えいたします。復興公営住宅の合鍵管理や緊急時の対応については、施設の管理者である各地区の県営住宅管理室が行うこととされております。緊急時の安否確認のルールについては、24時間対応の緊急連絡先電話番号を入居者に周知しており、緊急連絡があった際には管理者が連帯保証人または緊急連絡人へ室内確認の対応を依頼いたします。保証人または連絡人が遠方にいるなどの理由ですぐに訪問ができない場合は、いずれかの了承を得た上で管理者が訪問するとともに、警察、消防へ連絡し、警察官の立会いの下、鍵開けの対応をすることとしております。また、町に安否確認の連絡が入った際も管理者へ鍵開けの対応を依頼しています。なお、町営住宅の合鍵につきましては総務課で保管し、緊急時には警察に立会いを依頼するなど同様の対応を行っております。町といたしましては、さきに申し上げた見守り活動に加え、民間が提供している各種見守りサービスの活用を促すなど、今後も関係機関等と連携し、孤独死や孤立死の防止に取り組んでいくとともに、必要に応じ現在のルールを見直すなど、改善に努めてまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

6 番、高野匠美君。

○6 番（高野匠美君） ご答弁ありがとうございました。ご答弁の中から住基台帳や介護保険、障がい福祉の情報を基に避難行動要支援者名簿として整理しているというお話でありました。そこで、確

認を兼ねて２点ほどお伺いします。

１点目に、今お話にあった避難行動要支援者名簿についてです。町外に避難している高齢者、障がい者のうち、名簿に登録されている方はおよそどの程度の割合になっているのかお答えください。例えば町が把握している町外避難中の高齢者、障がい者のうち何％程度が名簿で要支援者として位置づけられていると見ておられるのかお答えください。

あと、２点目、生活実態の把握の限界についてです。ご答弁では、やはり多くの……

○議長（堀本典明君） 高野議員、一問一答で。

○６番（高野匠美君） すみません。

○議長（堀本典明君） ご答弁をお願いします。

いわき支所長。

○いわき支所長（黒澤真也君） 町外に避難している高齢者、障がい者の割合ということで、今現在町で把握しているものでございますが、いわき市におきましては避難者約４,２００人のうち、高齢者が約３９％、障がい者が約７％ということでございます。なお、郡山市におきましては、高齢者が約４２％、障がい者が約８％ということで把握をしてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） ６番、高野匠美君。

○６番（高野匠美君） 分かりました。

では、２点目、これも一緒に。生活実態の把握の限界についてです。ご答弁では、やはり多くの個々の事情があり、把握が難しいというお話もありました。それは、町としても十分承知している課題だと思います。だからこそ、特に独り暮らしの高齢者や家族の支えが乏しい障がい者について、町としてももう一歩踏み込んだ実態把握の仕組み、例えば定期的なアンケートや電話連絡、避難先自治体や社会福祉協議会との情報連携などが必要ではないかと考えております。町として今後生活実態の把握をより確かなものにするためには、どのような改善策や新たな手だてを検討しているか、具体的にもう一度お聞かせください。

○議長（堀本典明君） いわき支所長。

○いわき支所長（黒澤真也君） 生活実態ということでございますが、先ほど町長答弁にありましたとおり、社会福祉協議会等が行っている訪問活動等の内容については、いわき支所においては月に２回、それぞれの事業所が行っている情報を持ち寄って、その情報を共有する情報共有会議というのを設けておりまして、その中で情報共有を図った上でその後の支援につなげているということでございます。また、そういったことでなかなか情報が入りにくい方もありますので、そういった方につきましては、様々復興公営住宅等で行われているようなイベント等に職員が参加するなどして、そういった情報をなるべくお聞きするような形を取って対応しているところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。いろいろ頑張っていらっしゃっておりますが、なかなか実態というのはつかめていないというのが現状なのかなと私は思いますが、そこで1つ提案なのですが、町外避難中の高齢者、障がい者を対象にした実態調査と見守り体制の点検をセットで行って、その結果を踏まえて孤立防止と孤独死防止に特化したアクションプランというのを作成してはどうかと思います。もう避難して15年、いろいろ実態というか、状況も随分変わっていらっしゃると思うので、ここで私はやはり高齢者の実態調査を改めてもう一度していただきたいなと思っております。町として、その調査と見守り体制の総点検に対して、具体的に着手するというお考えはあるかどうか、改めてお聞きします。

○議長（堀本典明君） いわき支所長。

○いわき支所長（黒澤真也君） ただいま議員から実態調査と見守り体制の総点検というご提案がございました。どういったことが可能であるかというところを再度検討して、それに近づけるようなものができるかどうかも含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。今大事な時期なので、ぜひそういう調査を改めてしていただきたいなと思います。

ここで私町長に伺いたいのですが、町全体の政策の中での優先順位です。限られた財源、人員の中で、町として様々な課題に取り組んでおられることは承知しておりますが、その中で町外避難中の高齢者、障がい者の孤立防止、孤独死防止の取組を町長としてどの程度の優先度を持つ課題だと位置づけておられるかお聞きします。重要な課題の一つであるなんていう一般的なお答えではなく、例えば今後数年間の町の福祉施策の中で特に重点的に取り組むべきテーマと位置づけるお考えがあるかどうか、町長の率直なお考えをお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） ありがとうございます。大変重要な質問だと感じておるところであります。ただ、優先順位ということはなかなかつけにくいとは思っておりますが、こういうことも含めてしっかりと対応してまいりたいとは思っております。いかんせん最近、全国的にもそうでしょうが、孤独死とかが増えているという実態があるとは思っておりますので、これらを含めて、我々富岡町民ならず、ほかの町民に関してもできるだけ情報を集めて、例えば復興公営住宅などは各町村いろいろな方が住んでいる場合もありますので、そういった各町村とも連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。優先順位としては、結構高い順位だとは考えているところであります。なお、施策についてもどんなことができるか今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。町長から重要な柱の一つに位置づけるという趣旨のご答弁をいただきました。避難先で暮らす高齢者、障がい者の方々がこれ以上孤立しないよう、また悲しい孤独死を一件でも減らせるよう、実態調査と見守り体制の強化が一日も早く具体化されることを強く要望して、この項の質問を終わります。

では次に、1番と2番は同じようなので、（3）に進めさせていただきます。今のご説明で、入居時の把握というのは民生委員とか地域包括支援センターの連携なので、そういう一定の取組というのは理解しております。しかし、阪神・淡路大震災や熊本地震などの教訓では、実際に災害公営住宅で孤独死が起きてから初めて問題が大きく認識されたという苦い経験があるし、繰り返されております。

そこでお聞きします。富岡町民が住む復興公営住宅等で、過去に孤独死と見られる事案や発見が遅れたケースは把握していらっしゃるのかお答えください。

○議長（堀本典明君） 郡山支所長。

○郡山支所長（渡邊浩基君） お答えいたします。

各年度人数のご報告させていただきます。過去把握しているのが令和3年度からになりますが、令和3年度で2件、令和4年度で2件、令和5年度で1件、令和6年度で1件、令和7年度で2件と把握しております。

以上です。

○議長（堀本典明君） いわき支所ではないのですか。

いわき支所長。

○いわき支所長（黒澤真也君） 令和5年度からの資料しかないのですけれども、令和5年度でいわき地区で1名、令和6年度におきましてやはり1名、令和7年度において2名ということで、5年度以降の数字で申し訳なのではすけれども、把握してございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（猪狩 力君） 町内の災害公営住宅あるいは町営住宅、借上型住宅を含む中で、災害公営住宅について年度別で申し上げますと、令和2年度に2名、令和3年度に3名、令和7年度に1名、こちらは全て災害公営住宅の方となります。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） やはりそういう事例はあったということでございますね。であれば、その検証結果と再発防止のためにどのような具体策を町は取ったのか、改めてお聞きします。

○議長（堀本典明君） 郡山支所長。

○郡山支所長（渡邊浩基君） お答えいたします。

見守り体制の状況ですが、まず富岡町社会福祉協議会、こちらと、また郡山市の社会福祉協議会、さらに社協連携避難者支援センター郡山、さらに民生児童委員の方が2名1組で毎月1回訪問をさせていただいております。また、県中地区県営住宅管理室におきましては希望者のみの訪問、障がい者サービス、介護サービス利用者は事業者の見守り等がございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。今の答弁からも、いろんな個々の事案の検証や関係者との連携強化に取り組まれていることは分かりました。ただ、孤立や孤独死のリスクを本気で減らしていくためには、場当たりの対応ではなく、どこにどのくらいのリスクがあるかという全体像をつかみ、目標と手だてを明確にした上で計画的に取り組むことが重要だと私は思います。

そこで伺います。富岡町として復興公営住宅等に居住する高齢者、障がい者のうち、独り暮らしの方がどのくらいいるのか、見守りが必要と町が判断している要見守りの方がどの程度いるのかといった基礎的な数値を把握しているのかどうかお聞きします。

○議長（堀本典明君） いわき支所長。

○いわき支所長（黒澤真也君） いわき市内の復興公営住宅の入居者ということで、入居人数が全部で約580人ほど、65歳以上の独居高齢者と言われている方に関しては、そのうちの約23%が独居ということになってございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 郡山支所長。

○郡山支所長（渡邊浩基君） 郡山支所管内につきましては、入居者の37.9%が65歳以上、このうち独居の方が40.2%となっております。

以上です。

○議長（堀本典明君） ちなみに、それ数字で出ないですか。パーセントで言われてもなかなか。

○郡山支所長（渡邊浩基君） すみません。郡山市内の復興公営住宅に入居している方が420名、このうち65歳以上の方が194名、そのうち独居で住まわれている方が99名となっております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 答弁ありがとうございます。独居でも見守りが必要ではない方もいらっしゃると思いますが、私はその辺の見守りが必要な方の人数は把握しているかどうかということを聞きたかったのです。その数値に基づいた見守り計画や行動指針のいろんなものを公的に定めているかどうかお答えください。

○議長（堀本典明君） いわき支所長。

○いわき支所長（黒澤真也君） 現在のところ、個々の方に対する計画書といったものは定めてはお

りませんが、それぞれの方についてこういった方向でいきましょうというようなところの、そこを話し合うのが情報共有会議ということで、その後の支援、施設に入居していただくのか、あるいは家族がいれば家族との同居に結びつけるのかというような、そういったところを話し合うというのが、その情報共有の場ということでご理解いただければと思います。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 答弁ありがとうございました。復興公営住宅等における孤立や孤独死の問題について、町としても重く受け止め、ぜひこれまでの全国の災害公営住宅の教訓を生かし、富岡町では二度と同じことを繰り返さないという強い思いの下で、復興公営住宅に暮らす高齢者や障がいのある方が地域の中で支え合いながら安心して暮らし続けられる仕組みづくりを、私はスピード感を持って進めていただきたいと強く要望いたします。このテーマについては、今後私、議論の場など通して実行状況をしっかりと確認させていただくことを申し上げて、この質問は一旦終わります。

次、4番、復興公営住宅の合鍵の管理と緊急時の対応についてお伺いします。現在復興公営住宅の鍵は現地ではなく、建築住宅課県営住宅管理室で一括管理されていると聞いております。緊急時には、職員が駆けつけて解錠するということですが、実際には役場職員や福祉関係の方が立会いであれば解錠しない、すぐには開けられないということも伺っています。その結果、すぐに鍵を開けてほしいのに待たされる、なぜ現地に合鍵がないのかなど、住民とのトラブルになった事例もあると聞いております。まず、復興公営住宅の合鍵はなぜ現地でなく、県営住宅管理室で一括管理されているのか、その理由と現在の運用をお聞かせください。

○議長（堀本典明君） いわき支所長。

○いわき支所長（黒澤真也君） 復興公営住宅でございますが、あくまでも県営住宅ということで、管理者というのが福島県、それを管理する部署というのが先ほど議員おっしゃられました県営住宅管理室ということになります。そういうこともありますので、そういったところで一括管理をして、何かあったときに緊急連絡先というのを県が入居者の方にお知らせをして、そこに電話をいただいて、すぐに駆けつけて対応する。あるいは、鍵を開けるために警察、消防、そういったところも現地に来ていただいた上で、警察官の立会いの下、鍵を開けるというようなルールとなっておりますので、現地に鍵を置いて、何かしらあったときの責任とか、そういったものにもなりますので、やはり責任者である県営住宅管理室に置くべきだと町としては考えているところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 今の説明で大体分かりました。防犯上の理由というのも大きいのかなとは思いますが、ただ現場では緊急時にすぐ開けられないということから、実際に住民とのトラブルになっているケースもありました。中の様子がおかしいかもしれない、倒れているかもしれないという不安な状況の中で合鍵が管理室にしかなくて、職員や関係者の到着を長時間待たなければならない。

これは、高齢の独り暮らしの方が多い復興公営住宅においては命に関わる問題だと受け止めております。こうした現場の声やトラブル事例について、課としてどのように把握し、どのように受け止めているのか、今までの状況を、町として思っていることをお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 今議員がおっしゃったとおり、緊急時解錠するまでのタイムラグを考えますと、団地の近くに合鍵があるのが理想だとは思いますが、県営住宅管理室以外で保管する場合、先ほどもお話がありましたとおり防犯上のリスク等もございますので、これらの理由として町としては、先ほど申し上げたとおり、訪問活動や社会的孤立の防止に努めて、このような形で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） いわき支所長。

○いわき支所長（黒澤真也君） 今ほど福祉課長が申し上げたとおり、やはり防犯上の理由というのが主なところではございますが、震災直後でいう仮設住宅、その時代はしっかり仮設住宅の自治会等の組織がしっかりとしていて、そういうところで任せられるということであれば、そこは可能だったかもしれませんが、今現在なかなか復興公営住宅の自治会がないところもございますし、自治会があったとしても会長は輪番制だとか、様々なかなか管理し切れないような状況がありますので、やはり住宅を管理しているところで一括管理するというのが望ましいのではないかと私どもでは考えているところでございます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 答弁ありがとうございます。復興公営住宅というのは県の管理だとおっしゃいましたね。確かにそうでございますが、県に問合せしたら、町からはそういう鍵の問題についてはご相談は上がってこないと。ただ、1件上がってきたことがあります。それはなぜかと、トイレというのは1日1回以上は住んでいる方は行くと思うのです。そこにドアを開けたときに知らせる、それを復興公営住宅につけてくれという要望はありましたが、合鍵とか、そういうのに関しては情報が一つも上がってきてないと。おかしいなと私は思ったのです。こういう事例だけでも県に私はきちんと話すべきではないかなと思います。たった1人の高齢者を救えないというのは、私はとても情けないと思います。代わりになって町が言っていたかないと、助かる命も助かりません。その辺をきちんと町としても重く受け止めてください。

次に、合鍵を県営住宅管理室で一括管理すること自体は防犯上の考え方として理解できるのですが、一方で緊急時に時間との勝負になる住戸があるのも事実。例えば復興住宅ごとに自治会や住宅管理者、民生委員など、信頼できるキーパーソンを定めて、厳格なルールの下で合鍵を現地でも分散管理することは検討できないのかなと。やはり今の答弁では難しいのかなと思いますが、その辺どうお考えになっているか教えてください。

○議長（堀本典明君） いわき支所長。

○いわき支所長（黒澤真也君） 議員の思い、本当に痛いほど私としても受け止めておるところでございます。今までご答弁させていただいたように、なかなか難しいところはたくさんあります。その辺りも踏まえて、何ができるかというところを再度私どもとしても検討してみたいと考えております。住民にとって一番いい方法を考えるのが私たちの役割だと思っておりますので、そういったことでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） いろいろ考えていただけるということなのですが、そこで私ももう少し突っ込んで聞きたいなと思うのですけれども、本当に実際に困っている入居者から、いつまでにどこまで改善されるのかというのが見えてこない。それでは、やはり不安は解消されない。

そこで伺います。復興公営住宅の合鍵運用と緊急対応について、どの程度の到着時間を目安とするのか、夜間や休日を含めた体制をどう強化するのかといった具体策は、町はいつ頃まで示してくれるのかをお願いします。

○議長（堀本典明君） いわき支所長。

○いわき支所長（黒澤真也君） 今現在何分で行くとかというところは大変難しいといいますが、とにかく県に連絡があれば県はすぐに対応する。24時間電話を受けられるようにしておく。それがどこから行って、どこに住宅があるかとかというのも問題になるかと思しますので、各住宅ごとにそういったところがどういうふうな形で進めればいいのかというところ、その辺り考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） やはり緊急時の解錠フォローや連絡手順を住民も分かっていないところがあるのです。そこに住んでいる住民の方がきちんとそういうことを理解しなければやっていけないのかなとも私は思うのですけれども、それで改めて復興公営住宅ごとに入居者や、自治会があれば自治会、民生委員なども参加する説明会や意見交換の場を設けて、そういう説明会というか、一緒に考えていく機会を設けてはどうかと思いますが、その辺のお考えは開催する考えがあるかどうかお聞かせください。

○議長（堀本典明君） いわき支所長。

○いわき支所長（黒澤真也君） ただいま議員よりご提案ございましたので、同じ答弁になるかと思いますが、何ができるかというところ、住民の方も交えて、県も、町も、そのほか関係機関等も含めて、一番いい方法は何かというところを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） できれば早めに、今復興公営住宅には結構自治会がなくなってきているので、やはり住民同士のつながりというのは一番大事なのかなと私は思います。復興公営住宅には独り暮らしの高齢者や障がいがある方も多く、行政や専門職だけでは全ての異変を把握することはできない。だからこそ、隣同士のつながりは、声かけ合う、そういう顔が見える関係をつくるのが結果的には合鍵なんかなくても済むという安全な暮らしにつながると思います。

そこでお伺いします。町として復興公営住宅での住民同士の助け合い、見守り、日常の声かけ、どのような位置づけと考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 郡山支所長。

○郡山支所長（渡邊浩基君） お答えいたします。

やはり議員おっしゃいましたように、隣近所の顔が見える関係、非常に重要だと考えております。大事なこと、災害においても同様なのですが、自助、共助、公助、この共助の部分が、その隣関係が顔が見え、いつでも助け合える関係だと思しますので、非常に重要だと思いますので、そういったところを町としてもしっかり受け止めて、どのようにすればそういった関係を築くことが今後できるか検討してまいりたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） できれば、どんな支援を求めているのか、どういう支援をやっていききたいかという案があればお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 郡山支所長。

○郡山支所長（渡邊浩基君） お答えいたします。

先ほどいわき支所長もお話したとおり、繰り返しになりますが、こういったことができるのかをもう一度しっかり考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） なかなか復興公営住宅から出て、富岡町でも健康カレッジとか何かやっている方もいるのですけれども、それももう随分同じ顔ぶれなのです。今動ける人を少しでも声かけして、富岡町にこういう行事がありますよって一生懸命になって声かけしてくれる方というのはどこの団地にもいらっしゃるのです。そういう人たちの情報も私は大事だと思うのです。前の一般質問のときにも言いましたけれども、電話でなくて顔が見える、本当にこれだけは思っているよって。月2回訪問してそれで終わりというのもあれなのですけれども、やはり人の情報というのは町は本当に率先して私は受けるべきだと思うのです。中には口のうるさい方もいらっしゃると思いますが、口のうるさい人ほど人を思っているのです。褒めることは人間簡単です。嫌なことを言う人こそ私は信じて

おります。そういうところも考えて、もう少し町としても復興公営住宅に足を運んでいただいて、いろんな民生委員の方も一生懸命やっけていただいております。あの人たちの考えというのも私はすばらしいものをお持ちになっていると思っていますので、やっているとは思いますが、そういう人たちのやはり意見もどんどん、どんどんいつでも真摯に耳を傾けていただきたいなとは思っております。

では、復興公営住宅の合鍵管理と緊急対応、そして住民同士の見守り、助け合いについて質問してまいりました。復興公営住宅は、震災と原発事故で住まいを失った方がもう一度安心できる暮らしを取り戻すための大切な居場所です。その住宅で緊急時に鍵が開けられない不安や、一人で倒れても誰にも気づかれないかもしれないという不安を抱えたまま暮らすことがあってはならないと私は思っておりますので、どうか合鍵の運用改善と住民同士の見守り、つながりづくりの支援を町民の命と尊厳を守る取組として位置づけて、スピード感を持って具体化していただくことを強く要望しまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君の一般質問を以上で終わります。

10時40分まで休議します。

休 議 （午前10時24分）

再 開 （午前10時36分）

○議長（堀本典明君） 皆さんおそろいですので、再開いたします。

続いて、9番、渡辺三男君の登壇を許可します。

9番、渡辺三男君。

〔9番（渡辺三男君）登壇〕

○9番（渡辺三男君） 今回の議会で私2問の質問をしておりますので、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目、避難指示解除後の小良ヶ浜、深谷両地区の農地の利用計画について。（1）これからの農地については、農業経営を進める上で採算面を考えたとき、少なくとも1枚1町歩にすることが絶対条件だと考えるが、町の考えを伺いたい。

（2）震災後富岡町は率先して農地の整備を行っているが、農業用ダムがありながら、なぜパイプラインにしないのかが理解できない。小良ヶ浜、深谷両地区にはぜひパイプラインを導入すべきと考えるが、町の考えを伺いたい。

2番目、農業用水路の管理について。（1）農業用水路については震災後全て町で管理しているが、今後永久的に町が管理していけるのか、町の考えを伺いたい。

2問、よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 9 番、渡辺三男議員の一般質問にお答えいたします。

1、避難指示解除後の小良ヶ浜、深谷両地区の農地の利用計画について。（１）これからの農地については、農業経営を進める上で採算面を考えたときに、少なくとも１枚１町歩にすることが絶対必要だと考えるが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。小良ヶ浜、深谷両地区については、一部を除き、2020年代に避難指示の解除を目指す特定帰還居住区域に位置づけられております。町としましても、同地区の基幹産業である農業の再開を推進する上で、農業機械の大型化に伴う効率的な作業の面などから、農地の大区画化は非常に有効な手法であると考えております。震災後、町では換地を伴わない簡易な基盤整備による農地整備を積極的に進めておりますが、その背景として換地を伴う大区画化等の圃場整備を実施するには、地権者の同意取得、換地計画作成、工事、換地処分、精算事務等の工程が必要となり、事業着手から完了まで通常10年程度の長い期間を要することで、震災後の営農再開を速やかに進めたいという地元の意向や意欲が失われるおそれがあり、導入が難しい状況でありました。

今回ご質問いただいた小良ヶ浜、深谷両地区については、震災発生後15年以上が経過し、その間農地が環境省の仮置場として農地以外の目的に使用されているなど、これまでに避難指示が解除された地区とは状況が異なることから、換地を伴う圃場整備の可能性も含め、整備に向けた総合的な検討が必要と考えております。一方で、換地を伴う大区画化に際しては、個人の土地や形や位置、面積等に変更を加えるものであることから、初めに関係する地域全員の合意形成が必要なことに加え、整備後の担い手、作付品目等の営農計画が確立していることが条件となります。町としましては、整備に必要な条件等をしっかり説明した上で、地権者の意向、営農者の計画を確認しながら、地域の要望に添った必要な整備を進めてまいります。

次に、（２）震災後富岡町は率先して農地の整備を行ってきているが、農業用ダムがありながら、なぜパイプラインにしないのか理解できない。小良ヶ浜、深谷両地区にはぜひパイプラインを導入すべきと考えるが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。各圃場への農業用水のパイプライン化については、埋設されることで水路用地の節約になることや、水路上の機械の運行が容易になること、除草や土砂上げ等の日常管理が軽減されるなどのメリットがあります。一方で、初期投資が高額になること、各種弁や給水栓、必要に応じてポンプ等の設備が必要となり、設備の維持管理費用が発生すること、閉塞等の緊急時の対応に時間を要するリスクを伴うなどの注意すべき点もございます。当該地区の農地整備を進めていく中、農業用水のパイプライン化の可能性も視野に入れ、将来の維持管理体制や費用負担への理解を含め、地権者や営農者のご意見を参考にしながら検討してまいります。

次に、2、農業用水路の管理について。（１）農業用水路については震災後全て町で管理しているが、今後永久的に町が管理していけるのか、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。農業用水路の管理につきましては、幹線水路等は町及び土地改良区が主体となり、支線水路は地元の営農者

が所属する多面的機能広域活動保全会により、多面的機能支払交付金を活用し、管理することを基本としております。しかしながら、震災後は地域に居住している営農者の減少、担い手の集約化等に伴う人員不足などにより、地元で水路を管理することが関係者の負担となっており、町及び土地改良区が管理のサポートをしているのが実情であります。町も将来にわたって財源や人員を確保し、農業用水路の全てを管理し続けることは困難であると言わざるを得ません。将来的には、受益者負担の観点から、現在は徴収を休止している土地改良賦課金を再開させるなど、地域の負担や協力は不可欠であると考えております。町といたしましては、原子力災害に起因する部分については、国の社会的責任の下、各種補助金や支援制度の継続を強く求めてまいりますとともに、現状としてはそれらを可能な限り活用し、町及び地域の負担を軽減しながら、関係者が一丸となり農地及び農業用施設を守っていくことが必要と考えておりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

9 番、渡辺三男君。

○9 番（渡辺三男君） ありがとうございます。それでは、避難指示解除後の小良ヶ浜、深谷両地区の農地の利用計画についての（１）から質問いたします。

町長答弁で、中身に関しては理解できるのです。やはり換地を含むということは、全ての人が了解しないと、せめて80%くらいは了解しないと進めないと思いますので、大変難しい事業かなと思うのですが、ただ今だったらということもあると思うのです。今の現状だったら、もう黙って80%や90%は理解を得られるのかなという思いで私この質問を出しました。小良ヶ浜、深谷両地区は、当初帰還困難区域ということで、もう解除はできないだろうと思っていたのが住民の大半の思いなのです。それが町長、町執行部の力によって、帰還困難区域も除染、解体を進めて解除できるということになりましたので、地域住民としては安堵しているところなのですが、ただ除染、解体やって、農地除染をやった中で、小良ヶ浜、深谷両地区の農地はどのくらいあるのかな、77町歩くらいあるのかな。その中で、除染して、後でただそのまま復旧しても、では誰がその農業を継いでやるのだということを皆さん不安視しているし、当時原発災害前に先頭になっていた世帯主の人たちが、ではうちの息子はもう農業はできないよと、うちは農業はやらないよと、そういう声が大半なのですが、15年、16年目ですよね。それを迎えた中で、少し意欲が出てきている人も中にはいるのです。そういった中で、今後の農業をやっていくには意欲だけではやっていけませんから。震災前であれば、世帯主はどこかの会社に勤めて、農繁期にだけ休み取りながら家族全員で農業をやったという実態ですので、なかなか本業でやるのは難しい中で、やはり採算を取っていく、本業でやるような農業形態をつくらないと私は今後続けていくのは難しいかなと思いますので、ぜひ大規模農地にしていいただきたいという思いがあるのですが、そういう町としての思い、考えを変えて進めることはできないでしょうか。

○議長（堀本典明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤美津浩君） 今議員おっしゃるとおり、帰還困難区域に位置づけられて、地区としては全て避難しております。営農していた方ももちろん同様に避難をしております。では、今後その農地についてどうするのだというところ、なかなか決められない、考えられないというところはあるかと思います。議員おっしゃるとおり、例えば大区画化することによって、スマート農業の導入ですとか、それから大型機械による耕作、こちらもしやすくなってくるというところを考えれば、大区画化というのはすごく有効であると町としても考えております。いずれにしても、農地の地権者及び営農者、こちらの方々の意見を聞くというところ、それと町としてもこういった整備どうでしょうねというところを説明させていただきながら意見を聴取して、地権者等の思いを酌みながらというところでやっていければと考えております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。ごもっともな答弁だと思うのですが、大型化することとは、では誰が先頭になってやるべきなのかといったら土地の持ち主だと思うのです。その地域、土地の持ち主。ただ、これだけ農業が衰退している時代に農業に意欲を持って、農地を直して何とかスマート農業まで目指そうという気には多分大半の人はなれないと思うのです。ただ、町が率先してそういうことを位置づけながら進むことによって意欲の出てくる方もいると思うし、私一番考えているのは除染後、現在の農地に戻してもいいし、大型農業を目指してもいいと思うのです。ただ、私が一番考えているのは、その耕作できるようになったときに、では誰がやるのだということだと思うのです。当然土地の持ち主にやっていただくのが一番いいのです。ただ、今の富岡町の農業を見ますと、かなり法人が入ってきているのです。農業法人が外部から4件入って、あと法人化しないで個人でやっているのが10件入っているのかな。総面積で8町歩、88.3ヘクタールが外部から入ってやってきているのです。この人たちが補助金なくなった場合に今の農地の姿で採算取れていくのか、やはりそれが一番の問題だと思うのです。採算が取れない農業をやる人はいないですから。農機具に補助金で、あと作る作物に反幾らの補助金が出ているからこそ今現在やっていけるのだと思うのです。補助金が出なくなったらやっていけないような農地を造った後で、ではどうなるかという目に見えていると思うのです。持ち主、地元の人たちがやるのであれば、今の農地面積があれば、小良ヶ浜、深谷両地区はかなり耕地整備してありますから、3反1区の耕地整備が多分7割くらいは進んでいると思いますので、よそから見ても優良な農地なのかなと思うのです。そういうことを考えると、やはり絶対大規模農業できるような大型化は必要だと私は思いますので、確かに土地の持ち主の意向が一番ですが、それに火をつけるのは行政だと私は思いますので、ぜひ行政からも火をつけていただきたいと私は考えているのですが、どう思いますか。

○議長（堀本典明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤美津浩君） まず、補助金が無くなったならやらないというような話は耳にした

りもしてございます。その点につきましては、生産物による利益が上がらないですとか、そういったところが主なところかなんて思います。そこに対しましては、今解除になっているところの話になりますけれども、県の普及所やＪＡなんかと連携しながら生産物の利益が上がるようにということで取組をさせていただいております。

それから、大区画化というところのお話になりますけれども、誰がやるのだというところですが、まずは町としては地権者にこういった事業あります、基盤整備こういったメニューがあります、圃場整備、大区画化という事業があります、その辺を丁寧に説明しながら、将来的にというのが、なかなか次世代の後継者が難しいというところがあるのは承知しておりますけれども、そういったところを丁寧にしっかりと説明をした上で、事業化するべきであれば事業化していきたいと考えます。例えばあと受益者負担というところも今後考えていかなくはいけないのかなというところもありますので、そこも含めて説明をさせていただいて、皆さんからご意見をいただければと思っておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ９番、渡辺三男君。

○９番（渡辺三男君） 少し前向きな答弁をいただきましたが、今受益者負担という言葉も出ましたが、本来であれば受益者負担必ず絡むものですので、当然なことなのだろうと思うのですが、なかなか今受益者負担して大型規模の農地といっても多分手を挙げる人はいないと思うのです。ほかの事例なんか見ますと原発被災地は、ほとんど受益者負担はなしでやっているのです。だから、そういうことを踏まえると今がチャンスなのかなと思うのです、やるにしても、下がるにしても今だし、前に進むにしても今だと思うのです。ただ、下がるという言葉は今言いましたが、震災前に農業を先頭でやっていた人たちが今現在、では農業できるかという、ほとんどの人がもう農業はできなくなっています、もうかなりの年になっていますので。この15年というのが大きな時間だったのです。この15年の中で世帯主について、その子供とか孫たちが農繁期には苗運びや苗作りやちょこちょこ遊び半分に手伝いながら農業というのは伝わっていくのです。その伝わりが全く15年間途絶えたということで、もう子供に農業をやれといっても、大半の家庭はできる子供はいないと思うのです。そういう中で、今までの農地を残しても当然自分の家ではできなくなる。そうした場合には、やはりスマート農業をできるような大型規模拡大をして、大型の法人に貸付けで入ってきてもらうとか、あとはこの地区は特別な地区ですので、農業大学あたりの試験ハウスとか、いろいろな方法はあろうかなと思うのです。そういうところに参入してきてもらうとか、いろいろな方法はあると思うのです。ハウス群を造って、そこでいろいろ野菜とか、そういうものをやってもらうとか。そういうことを富岡町内で１か所くらいは目指しても私はいいのではないかなと思うのです。ましてや15年全く手のつけられなかったところに手がついてきたわけですから。ただ、解除になるまでは遅ければあと４年くらいかかるのかな、早ければ３年くらいで解除できればいいなと私の頭では考えているのですけれども、そういう状況の中でまだ遅くないと思うのです。スマート農業をやるような大規模農地を造るには、先ほど町長答弁

でありましたが、計画から完了まで大体10年以上の年月を要するということでしたが、一番はやっぱり地権者の同意だと思うのです。今なら地権者の同意は、割かしスムーズに私はいくのかなと思うのですが、課長はどう思います。

○議長（堀本典明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤美津浩君） まず、地権者の同意が得られないとこの事業というか、圃場整備の事業はできないというところは議員おっしゃるとおりで、通常ですとやはり2年ぐらい同意取るのにかかるというところではあります。状況的に今地権者の方がどうしたいというのを多分悩んでいらっしゃると思うのです。手放したいという方もいらっしゃるかと思います。そういった方の同意は割と早く取れるのかなというところは思いますけれども、ただ前回というか、昭和50年代に小良ヶ浜、深谷両地区、こちら圃場整備やってございます。そのときに同意取得するには、やはり2年ぐらいはかかっているというのを聞いております。それは、もちろん町内に住んでいて、全員集まっていたいて説明会をしてという流れでやっていたかと思うのですけれども、今現状ですとなかなかその説明会、一堂に会してというのが難しいと思うので、例えば富岡町で説明をして、次いわき市に多いので、いわき市で説明会をする、あるいは郡山市で説明会をするというような、意向調査なんかの説明とかと一緒にやるかもしれないけれども、そういったところを考えていくと、やはり今断言はできませんけれども、1年から2年ぐらいは同意取得にかかってくるのかなと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 1年から2年同意取得かかるのではないかなということですが、今までの状況を考えれば1年、2年、3年くらいかかっても不思議はないのかなという感じはしますが、今だからこそ恐らく行政が本気になってかかれば3か月くらいで私は取れると思います。受益者は、多分百五、六十人くらいしかいないでしょう。百五、六十人、職員2人くらいで、もう集まってもらうのではなくて、訪問して歩けばそんなに時間かかる話ではないと思うのです。だから、今だったらという利点を利用するのも一つの方法だと私思うのです。町でも後ればせながらそういうことを考えて、事前に会議を地元の人とか農業委員とか、そういう人たちを集めて、区長とかに集まってもらって、いろいろ話合いを持ったということは聞いております。ただ、そこに農業者は一人も入っていないのです。農業委員の人は農業をやっていますので、集まった人もある程度は耕作していたのでしょいうけれども、真っ先に農地を大きく持っている人を何人が抜粋して、早急にそういうことを話して、そういう人から隣近所に話を進めていってもらえれば、割かし私は早く進むのかなと思うのです。本来であれば農地を持っている人が町に要望書なりなんなり出して、率先してやるのが筋かもしれないですけれども、そういう気持ちに火つけるのはやはり行政だと思うのです。行政も応援するから、やるのなら頑張れ、頑張るのだったら行政もやるからと、私はそのくらいの意欲を持ってやらないと農

業は衰退してしまうのかなと、こういう状況になって。ましてや小良ヶ浜、深谷両地区の農業は、今のままの農業でやっていたら、水源から農地の中間がぼつぼつ空くことによって、誰も水来ないような田んぼ作る人いないです。ましてや、震災前でも、今まででも、幾ら水早く欲しくても上流が終わってこないとなかなか水を求めるのが大変だったのですから。そういう地区なのです。しょうがないのです。水は高いほうから低いほうに流れるのだから、低いほうから高いほうには行かないですから、だからそういう状況下にありますので、ぜひ町も率先してそういうことに取り組んでいただきたいと思います。私は思うのですが、どうでしょう。

○議長（堀本典明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤美津浩君） まず、町で率先してというところ、議員のおっしゃるとおりかと思います。今実際地権者が今後自分の農地、小良ヶ浜、深谷地区に持っていて、どうしたいというのを営農したいと思っていられる方、かなり少ないかと思います。少ないなりにいるのは事実でありますので、その方たちのご意見なんかも聞きながらということにはなるかと思いますが、まず町で、先ほどの繰り返しになりますけれども、基盤整備だったり、圃場整備だったり、こういったいいところ、悪いところありますというのをしっかりと説明させていただいて、皆様のご意見いただいて、議員おっしゃるように基本的には地元からの要望書が上がって、それで事業というのは成り立ってくるものになりますので、その辺についてもしっかりと説明させていただいて、こういったメリットありますよ、いいことありますよというのは町でも説明させていただいて、ご理解をいただいているスタートかなと思いますので、そういったことを今後進めていきたいとは思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。富岡町一部解除になって、7年目で帰町が始まったと。議会の中でも、なぜ農地整備するのに大規模化にしないのだと、水もパイプライン化にしないのだというようなことを何回か私質問した経緯あるのですが、なかなかその先に質問も進めなかったのも事実です。ただ、小良ヶ浜、深谷、新夜ノ森地区の一部が除染して解除できますよってからは、私は小良ヶ浜、深谷両地区でいう大規模農家、1町とか2町とかまとまって作っている人たちには、今からの農業は大規模にしないともう採算性も取れないし、子供も継ぐなんて言わないから、何とかこの機会を捉えて大規模化にしてもらうような要望をしたほうがいいよと、どう思うという声かけはしているのです。私が声かける人からは、いや、本当にそういうことできるのならやってほしいなと、そういう声が大半なのです。だから、今はそういう声が出ていると思うのですが、これが田んぼ直してしまったら、解除になったら、もうそういう声も消えていくと思うので、ぜひ早急にそういう考えを取りまとめて、進める部分は進んでいただければと。もうそういうことになれば、私も地域の人たちを説得して、要望書でも何でも上げろというのであれば、要望書でも何でも上げさせるような努力しますので、ぜひ町も応援方お願いします。

町長に質問ですけれども、町長は農大出ているということで、こういうことには精通しているのかなと思うのですが、少し富岡町の農業、今タマネギとか、キャベツとか、いろいろ農地ってもともと田んぼの部分にかなり畑の野菜、そういうものを作って、農業に関してはかなり意欲を持ってやっています。ただ、去年あたりから米が非常に高かったということで、米に転換する人も出てくるのかなと思って心配しているのですが、今何とかそういう急な動きはないようで推移しているように感じていますけれども、ぜひ町長、私の言っていることをお聞き届けいただいて、そういう方向で進めていただければと思うのですが、どうでしょう。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） ご意見ありがとうございます。議員おっしゃるとおりな部分も大変あるかと思っております。ただ、圃場整備に関しましては、あくまでも地元の地権者からの意見が上がってこないと我々行政としてもなかなか動きにくいというところもあります。ただ、これは地権者の方々が集まれば、我々ももちろん協力して一緒にやっていきたいと思ひますし、あと農林水産省では米の増産は考えていないということを今発表しておりますので、そういう面からはいろんな意味で田んぼがいいのか、それとも畑作がいいのか、その辺は今後の研究課題。地域によっても違います。小良ヶ浜、深谷両地区は何がいいのか、これはまだ分かりませんので、そういったことも含めて今後いろんな形で検討はしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。小良ヶ浜、深谷両地区の農地を拡大したとき、昭和50年から55年の間に乱雑していた田んぼを3反1区に改良したということで、非常に優良農地だということは理解していますが、今は時代が進んで、本当に人が田んぼに入らないで耕運でも何でもできるような時代になってきていますので、ぜひ地元の意向を踏まえて、地元がそういう声を出したら、ぜひ町長はトップダウンでひとつ力を入れてやっていただきたいと思います。（1）に関しては、これで終わります。

（2）震災後富岡町は率先して農地の整備を行っているが、農業用ダムがありながら、なぜパイプラインにしないのかということなのですが、当然これ（1）があつての話になってくるかと思うのですが、今大体一番大きい田んぼで区画整理された田んぼは3反1枚ですよね。個人で大きくしている部分もあるかと思うのですが、耕地整理でやったのは多分大きいのでは3反1区、小さなところでは一番古い耕地整理で1反1区というのがあります。このくらいの規模だと、当然水路から入れてくるのもいいし、あとは水さえ来れば水路から十分これで確保できるかと思うのですが、大型化目指した場合には、やはりパイプラインにしないとなかなか水を確保するのが大変だと。田んぼとして仮定した場合に、水を確保するにはやはりパイプラインにしないとなかなか水確保は無理ではないかなという含みで、せっかく農業ダムあつてパイプラインで来ていながら、直接田んぼに引き込めるような

パイプラインであれば最高だとは思いますが、なかなかそういうのは難しいのかなと思うのです。一時ためて、あとポンプで送り出すというような仕組みになってしまうのかなと思うのですが、やればできると思うのですが、まずやれるかどうかお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤美津浩君） パイプライン化のお話ですけれども、議員おっしゃるように圃場整備なんかで農地の整備に合わせてパイプライン化するなんていうのは非常に有効な手法かなと思います。パイプライン化できるか、できないかというところに関しましては、滝川ダムはかなり高いところにありますので、かといってそこから圃場までパイプラインを引いてくるとなると10億円、20億円、何十億円という費用が必要になってくるかなと思います。議員恐らくおっしゃっているのは、圃場整備したところの各圃場へのパイプライン化で用水をとということかなと私は受け取ったのですけれども、そうした場合にはいろいろ地形、それから勾配、その辺を設計していかないとなかなか整備できるかどうかというのは見えてこないところになります。例えばポンプ使ってファームポンド、一度用水をためる設備を構築するとか、そういったやり方とかいろいろあるかなと思います。勾配は、もちろん自然流下で今の小良ヶ浜、深谷両地区には全てではないですけれども、基本的には行っているんで、自然流下でもいける可能性はあるのですけれども、そこについては詳細を調査しながらというところに進められればと思います。ただ、整備するに当たっても将来的なことをやはり考えなくてはいけないところがありまして、初期投資結構かかるのですが、そこについては交付金とか、そういったのを要望しながらいうところになってくるかなと思うのですけれども、維持管理についてはやはり受益者負担というところが将来的には出てくる可能性があるんで、その辺についても地権者、営農者にしっかりと説明して、その上でどちらがいいのかなというのを話し合えたかなと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） パイプライン化、難しい話です。これが一番上流、例えば富岡町の地名でいったら上手岡とか、あっちであれば直接パイプラインで放流ということも私は可能だったのかなと思うのですが、一番下流で今から上から下までパイプラインで持っていこうといったって、こんな無駄な話はないです。中間が全然パイプラインになっていないのに、そこをパイプだけ引いてきて小良ヶ浜、深谷両地区にだけ直接放流しろといっても、なかなかこれはできることではないと思うのです。だから、ただ直接ではない方法はあるかなと思うので、そういった方法を考えながら、やはり大型化にする場合にはやっていかないと水の確保が無理だと。先ほど町長の答弁にありましたが、農地、今私は質問しているのは田んぼの件ですけれども、畑でも農地ですから、そういう部分で、では米がいいのか、タマネギがいいのか、キャベツがいいのかという問題が出てきますから、ただタマネギ作りますよ、キャベツ作りますよと言ったからといって、多分なかなか土手をなくして、もう畑にしてし

もうというのは難しいのかなと、地権者の思いとして。そういうことですので、できればそういうものを導入して、本当にスマート農業を目指せばと私は考えているのですが、これ本来であれば新夜ノ森地区第二産業団地ができる前から私は無駄なことはやめてくださいよと、農地に戻してから今度は産業団地で開発するという、そういう全体で無駄な経費はかけないでくれということを大きな声で言っていたんですが、結局そういうことは町は町、国は国だということで、農地にしっかり戻してから第二産業団地の指定になったということになってしまいましたが、早め早めに考えればそういうことも少しは取り除けるのかなと私思っていたのですが、もうそういう状況にするのは遅いのかなと思うのです。農地、田んぼに戻さないで、現状の農地に戻さないで大型化するというのは、もう難しい状況になってきているのかなと思いますので、無駄な経費とは言わないですか、できるだけ早くそういうことを計画に入れていただければ考えも変わってくるのかなと思いますので、ぜひパイプライン化も頭に入れてください。

○議長（堀本典明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤美津浩君） 繰り返しになりますけれども、パイプライン化できるかどうかというのが、まず圃場整備が事業化になった場合に併せて検討したいと考えております。勾配ですとか、そういったところもちゃんと設計で検証しながら、もしくはポンプで一度受けるファームポンドを設置してということになるのか、そこの辺については今後設計をした上ということになりますので、検討させていただければと思います。ご理解いただければと思います。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。8か町村の中でも、今大規模化しようとしている町村もあるのです。そういった中で、では何で現状の農地に戻さないで大型化にするのですかと私聞いたら、計画がしっかり立って、この補助金とか、そういうものをしっかりめどが立って決定しているのであれば、わざわざ戻す必要はないから戻さないといって、その地区も大型化にしてパイプラインを目指して工事そろそろ着工するのかな。それまでは長い時間かかったのしょうけれども、それだけ早くに町的意思決定して、早くに地権者と会議を開いて、環境省が農地に戻す前に決定までこぎ着けたということで多分できたと思うのですが、小良ヶ浜、深谷両地区はそういう手法を取るには時遅しなのかなと思いますが、ぜひ利便性を考えてそういうことも目指していただきたいと思います。2番に関してもこれで終わります。

次、農業用水路の管理についてですが、この農業用水路の管理についても、これ一括で全部関連している実際質問なのですが、それを3つに分けただけなのですが、冒頭でも言いましたが、今かなり中間が空いているのです。町も大変な苦勞をして用水、排水の管理はやっておりますが、多分行政でやる分だけでは追いつかない部分がいっぱいあるうかと思うのです。当然一番末端で農業をやっていくには、そういう追いつかない部分、どうしてもやらないとできない、水が通ってこないとか、そういうところ出てきますので、そういうことを考えた上で、ではどうするのだという、一番末端です

からパイプラインの方式しかない、そう考えているのですけれども、町としては永久的に管理はできない、これ当然だと思うのです。昔は、昔といたってそんなに遠くないですが、私子供の頃とか青年時代には4月くらいになるとみんなしてスコップ担いで、当初の頃は一橋の根っこまで水路整備にですか、あそこまでスコップ担いで小良ヶ浜、深谷両地区の人達が土砂上げとか、草刈りとかに上がっていったのです。そのくらい水必要な人は自分で水を引いてくるのが原則なのです、これ。時代が変わったから、その原則が変わったということは絶対あり得ないと私は思っているのです。だから、町で管理永久的にしろということではなくて、こんなのは無理な話だから、ではその代替としてどうするのだということになると2番のパイプラインになってしまうのかなと思いますので、今後手法として当面は多分町でやってくれるのだと思うのですが、その当面がどのくらいできるものか、その辺が分からないと農業をする人もなかなかめどが立たない、腰が上がらないという状況になりますので、どんなふうに町で考えているか教えてください。

○議長（堀本典明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤美津浩君） 用排水路の維持管理につきましては、町長答弁にもありますように、まず幹線水路については町及び土地改良区で管理してございます。支線、いわゆる末端の水路については営農者、地権者で解除されているところについては、今もそういった形で維持管理をさせていただいております。こちらにつきましても、先ほど答弁にありましたように多面的機能支払交付金、こちらを活用しながら維持管理をさせていただいているというところでございます。ただ、水路等についても素掘り側溝ですとかその後の維持管理のことを考えればしづらいというがあるので、そういったところについては町事業として水路の製品を入れていくとか、そういったのを今順を追ってやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 幹線水路に関しては、これは当然というより、町で半永久的に多分管理してくれるのだと思うのです。ただ、幹線水路、枝線、例えば5軒、5人でその枝線を使っていたとして、4人がもう農業をやらなくなると、その部分は荒れ放題になるわけです。では、その部分は誰が管理するのだということになるのです。震災前、農業意欲を持ってやっていた人たちは、自分の部分は自分でやっていたので、5軒の人が農業をやっているとすれば、皆さん自分の前、自分の前をきちっと整備していましたので、きれいな用水になっていたのです。それが4人がやらなくなると、5軒分を1人でやるのかというかなり重荷になってできなくなるのです。そういうことも含み考えてもらわないと、なかなか大変になってしまうのかなと思うのですが、決め事は決め事で、それはそれでいいのですが、ただ今後農業離れしていったときにどうするのだということは当然行政でも考えておかなくてはならないことだと思うのです。そういう部分はどうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤美津浩君） 議員おっしゃるとおり、営農する方が実際減ってきているというのは実情でございます。そこで、水路の管理についても先ほどお話ありましたパイプライン化することによって、その管理が大分楽になるといった、さほど労力を必要としないという形になってきますので、そのパイプライン化につきましても事業化するときには、もちろん検討内容になってくるかと思っておりますので、先ほど私からも申し上げましたように、地権者、農業者のご意見をしっかりと受け止めながら、町でもその辺をしっかりと説明しながら進めていければと思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。いかんせん何を取ってもやはり地権者の意向が一番だということで、それは当然なことです。地権者の意向が一番なのですが、地権者に火をつけるのは行政でありますので、その辺を私は行政にお願いしたいということなのです。小良ヶ浜、深谷、新夜ノ森地区の一部、これは全面が仮置場になっておりますので、なかなかそっちの方向には頭がいかんかったというのも事実なのです。いまだに返地はされず、いまだに仮置場として環境省が借り受けている土地になっていますから、なかなかそういう方向では考えられなかったということでもありますけれども、大分物もなくなりましたので、農地に戻るのだという頭を持って期待している人もいます。そういった中で、その期待というのは自分が農業をやるのだという期待ではなくて、やっと自分のものに帰ってくるのだという期待なのです。やるかやらないかは別にして。そういう人の心に火をつけたいと私は思っているのです。深谷地区が今回仮置場で使っていた場所が説明でいろいろありましたが、黄色く塗った部分、1工区、2工区、3工区、4工区ですか、これが今年度から返地に向けての工事が始まるということで、多分2か年くらいで返地になるのかなと思うのです。そういう状況が見えてきますと、他の持っている人たちも、ああ、きれいな農地になったな、返地されてよかったな、俺の田んぼはいつ返地されるのだろうという思いが込み上がってきますので、そういう思いを持っていますので、私の一般質問の3問に関しては、ぜひ早急に検討課題にして、地域の人と懇談会を開いて、取りあえずは町内に住んでいる人だけでもいいし、県内というと広がってしまいますので、郡山市、いわき市、あとは町内、なかなか時間かかるとすれば町内だけでもいいです。そういう人たちに声がけして、いろいろ意見聴取するのも一つの方法だと思いますので、ぜひ早急にそういう意見聴取の場を持っていただければありがたいと思います。どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤美津浩君） 意向調査、来月から一応入るところで、先日全協で説明あったかと思うのですが、そこにも農地に対する質問なんかも掲載させていただいております。ただ、それが7月ぐらいになるかなとは思っているのですが、そのまとも時間かかってくるかと思っております。まずは、その意向調査、すぐ返していただける方なんかもいらっしやると思うので、

その様子を見ながら、全ての結果が出るというところを待たずに、今議員おっしゃっていただいたようなところで、地権者、農業者、まずは町内にいらっしゃる方、何人かいらっしゃるの、そこにお声がけをするようなことで考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） 私からも答弁させていただきます。

今後も継続的に小良ヶ浜、深谷両地区の皆様とは意見交換会を行っていきます。それに加えて、先ほど農林水産課長からあったとおり、秋には営農再開に関する意向調査に基づく座談会も行います。こういった場で地元の意見を丁寧聞いてまいります。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。いろんな場面で地権者の意向を聞くということは非常にありがたいことです。ただ、意向調査はあんまり私は当てにならないと思うのです。今置かれている現状から見ると、農業戻ってしますかとか、どうだこうだ言われたってできる状況になっていませんので、ありますなんていう人はまず少ないと思います。そういうことで意向調査はあんまり私は当てにならないと思うのですが、10のうちの2くらいはそういうことも考えるべきかなと思うし、企画課長が言ったように、秋にはそういうこともあるということで、いろんな角度から考えていただいて、私今日一般質問2問の中で括弧書きで3つしましたが、これできるだけ実るように、私も地元の人間として頑張りますので、執行部もぜひ力を入れていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君の一般質問を以上で終わります。

暫時休議します。

休 議 （午前11時31分）

再 開 （午前11時32分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第3号 令和7年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。
総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（猪狩 力君） 報告第3号 令和7年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についてご説明いたします。

令和7年度一般会計予算の繰越明許費設定事業、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、事業名、住民記録システム改修事業、限度額96万8,000円、ほか8件の事業について、報告第3号記載のとおり、歳出予算の経費の全部をそれぞれ地方自治法施行令第146条第1項の規定により令和8年度に繰越いたしましたので、同法同条第2項の規定に基づきご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号 令和7年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、議案第25号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（斉藤一宏君） それでは、議案第25号 専決処分の報告及びその承認についての内容をご説明いたします。

地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律及び政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和8年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、富岡町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

今回の改正は、物価上昇局面における基礎控除額引上げをはじめ、軽自動車税の環境性能割の廃止、法改正に伴う条項ずれの整備などが主な改正内容となっております。

それでは、富岡町税条例新旧対照表によりご説明いたします。議案第25号別紙資料、新旧対照表1ページを御覧ください。第18条の3は、条文中、現行「種別割」を「軽自動車税」に改めるものです。

2ページを御覧ください。第19条は、条文中、現行「、第81条の6第1項」、第2号及び第3号条

文中「第81条の6第1項の申告書、」をそれぞれ削るものです。

3ページを御覧ください。第33条は、第3項括弧書き中、現行「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「特定配当等」という。)の次に括弧書きで「同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)を加えるものです。

第34条の7は、第2項括弧書き中、現行「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改めるものです。

4ページから5ページを御覧ください。第36条の2は、第1項ただし書き中、現行「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改めるものです。

第36条の3の2は、第1項第2号括弧書き中、現行「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。)(」に、現行「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項条文中、現行「次条第4項」を「次条第5項」に改めるものです。

5ページから7ページを御覧ください。第36条の3の3は、第1項を記載のとりの条文に改め、同条第5項条文中、現行「第3項」を「第4項」に改め、同項を第6項とし、同条第4項条文中、現行「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を「第5項」に、同条「第3項」を「第4項」に、同条第2項条文中、現行「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」にそれぞれ改め、同項を第3項とし、記載のとりの第2項を新設するものです。

7ページから11ページを御覧ください。第63条条文中、現行「土地」の次に「又は家屋」を加え、「家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改めるものです。

第80条は、第1項条文を「軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。」に改め、同条第2項を削り、同条第3項条文中、現行「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に、ただし書き中、「これを課さない」を「この限りでない」にそれぞれ改め、同項を同条第2項に繰り上げるものです。

第81条は、第1項を記載のとりの条文に改め、同条第2項条文中、現行「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、第3項及び第4項を削るものです。

第81条の3から第81条の8までを削り、第82条から第85条は、見出し及び条文中、現行「種別割」を「軽自動車税」にそれぞれ改め、第87条の見出し中、「種別割」を「軽自動車税」に、同条第1項条文中、現行「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に、同条第2項及び第3項条文中、現行「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」にそれぞれ改めるものです。

第88条の見出し中、現行「種別割」を「軽自動車税」に改めるものです。

11ページ下段から15ページを御覧ください。第89条から第90条第5項まで、見出し及び条文中、現

行「種別割」を「軽自動車税」にそれぞれ改めるものです。

第91条第2項条文中、現行「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に、同条第7項中、現行「種別割」を「軽自動車税」にそれぞれ改めるものです。

附則第6条は、条文中、現行「から令和9年度まで」を「以後」に改めるものです。

附則第7条の3を削り、附則第7条の3の2に記載のとおりの見出しを加え、同条第1項条文中、現行「令和20年度」を「令和25年度」に、括弧書き中、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項条文中、現行「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」にそれぞれ改め、同条を附則第7条の3とするものです。

16ページから22ページ上段を御覧ください。附則第7条の4は、条文中、現行「又は附則第20条第1項」を「附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改めるものです。

附則第8条は、第1項条文中、現行「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項条文中、現行「、附則第7条の3の2第1項」を削るものです。

附則第9条の2は、条文中、現行、附則第7条の2第4項の次に括弧書きで「(法附則第7条の3第3項)」以下、記載のとおりを加えるものです。

附則第10条の2は、同条第3項から第16項まで法改正による項ずれを改め、第17項から第19項までを削り、第20項から第25項まで法改正による項ずれを改め、それぞれを繰り上げ、同条第17項から第22項とし、「第26項」を「第23項」に、「第27項」を「第24項」に繰り上げ、記載のとおりを第25項として新設するものです。

附則第10条の3は、第7項から第15項まで法改正による項ずれを改め、同条第16項中、現行「改修実演芸術講演施設」を「改修特別特定建築物」に、次に掲げる事項を記載した申告書に以下の条文を記載のとおりを改め、同項第3号を記載のとおりを改めるものです。

22ページから24ページ上段を御覧ください。附則第15条の2から附則第15条の6までを削るものです。

24ページから26ページを御覧ください。附則第16条見出し中、「種別割」を削り、同条第1項条文中、現行「法第446条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、括弧書き中、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項条文中、現行「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「の種別割」を削り、同条第3項条文中、現行「法第446条第1項第3号」を「同項」に、括弧書き中、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に、「の種別割」を削り、第4項を

削るものです。

附則第16条の2、見出し中、現行「の種別割」を削り、第1項条文中、現行「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項条文中、現行「の種別割」を削るものです。

26ページ下段から27ページを御覧ください。附則第16条の3から附則第17条第3項第2号までの条文中、現行「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」にそれぞれ改めるものです。

28ページから31ページまでを御覧ください。附則第17条の2第1項条文中、現行「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項条文中、現行「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、記載のと通りの第4項を新設するものです。

附則第18条第5項第2号及び附則第19条第2項第2号条文中、現行「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」にそれぞれ改めるものです。

附則第19条の2の次に、記載のと通りの附則第19条の3を新設するものです。

32ページから34ページを御覧ください。附則第20条から第20条の3第5項までの条文中、現行「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」にそれぞれ改めるものです。

附則第6条条文中、現行「の種別割」を削るものです。

説明は以上になります。ご承認方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時56分）

再 開 （午後 零時 5 8 分）

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

次に、議案第26号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第26号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町固定資産評価審査委員会の委員、伏見克彦氏が令和8年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き本委員会の委員に伏見克彦氏を選任いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

伏見氏は、昭和32年12月に本町に生まれ、年齢は68歳であります。昭和56年3月に法政大学を卒業し、同年4月から富岡町役場の職員として住民課長、総務課長等を歴任され、退職後の平成30年4月からは一般社団法人とみおかプラス事務局長として本町の魅力を発信し、町と人とをつなぐ仕組みづくりやふるさとを未来につなぐ町づくり活動に積極的に取り組み、また令和4年には民生児童委員として社会福祉の増進へ積極的に取り組むなど、多岐にわたりご活躍されている方であります。このように伏見氏は本町の状況を熟知しており、長年の行政経験と豊富な知識と経験を有していることから、40年以上にわたり富岡町のために尽力され、さらに人格、識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は7名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、渡辺正道君、6番、高野匠美君、7番、宇佐神幸一君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 7 票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち、賛成 7 票、反対ゼロ票。
以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

なお、本件につきましては、恒例によりご挨拶を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと思います。

次に、議案第27号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。この件については、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（斉藤一宏君） それでは、議案第27号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、上位法である地方税法施行令、国民健康保険法施行令の改正及び令和 8 年度の国民健康保険税の税率等の変更に伴う所要の改正並びに令和11年度の県内市町村保険税水準の県統一に合わせ、令和 9 年度より保険税の納付回数を現行の 6 回から 8 回に変更する改正を行うものであります。

地方税法施行令及び国民健康保険法施行令の改正に伴う改正として、負担能力に応じた医療負担の観点から、国民健康保険税に係る課税限度額が医療一般分で66万円から67万円に引き上げ、経済動向を踏まえた低所得世帯への軽減措置として 5 割軽減及び 2 割軽減世帯の対象となる所得の判定が 5 割軽減世帯で30万5,000円から31万円に、2 割軽減世帯で56万円から57万円にそれぞれ引上げとなり、新設された子ども・子育て支援納付金の限度額を 3 万円とする内容になります。また、令和 8 年度の国民健康保険税の税率算定に当たり、子ども・子育て支援納付金が追加となりましたが、保険税の必要額が大幅に減額となったことから、相対的に減額となる改正内容となっております。

それでは、議案第27号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明いたします。議案第27号別紙資料35ページを御覧ください。課税限度額を規定している第 2 条は、第 1 項第 1 号条文中、現行「及び」を読点に、括弧書き中、「「介護納付金」という。）」の次に、「及び子ども・子育て支援法」以下記載のとおり条文を加え、同項第 3 号の次に、子ども・子育て支援納付金課税額を規定した条文を記載のとおり第 4 号として新設するものです。

36ページから37ページを御覧ください。同条第 2 項において、現行「66万円」を「67万円」にそれぞれ改め、第 3 項において現行「世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、第 4 項の次に子ども・子育て支援納付金の限度額を規定した条文を記載のとおり第 5 項として新設するものです。

基礎課税額の所得割額を規定している第 3 条は、第 1 項条文中、現行「地方税法」以下の条文を「法」

に改め、現行「100分の9.00」を「100分の7.70」に改めるものです。

基礎課税額の均等割額を規定している第5条は、均等割額を現行「3万3,000円」から「2万8,000円」に改めるものです。

基礎課税額の世帯別平等割額を規定している第5条の2は、第1号条文中、現行「第7条の3」の次に「、第9条の7」をそれぞれ加え、現行「2万2,000円」を「1万8,000円」に、第2号において現行「1万1,000円」を「9,000円」に、第3号において現行「1万6,500円」を「1万3,500円」にそれぞれ改めるものです。

介護納付金課税被保険者の所得割額を規定している第8条は、条文中、現行「100分の3.00」を「100分の2.80」に改めるものです。

38ページから39ページを御覧ください。介護納付金課税被保険者の均等割額を規定している第9条の2は、条文中、現行「1万円」を「9,800円」に改めるものです。

第9条の3の次に、子ども・子育て支援納付金課税額を規定した条文として、第9条の4から第9条の7まで記載のとおり4条を加えるものです。

納期を規定している第12条は、現行、第1期から第6期を第1期から第8期へ改めるものです。

国民健康保険税の減額を規定している第23条は、第1項条文中、現行「66万円」を「67万円」にそれぞれ改め、現行「並びに」を読点に、17万円の次に「並びに同条第5項本文」以下、記載の条文を加えるものです。

40ページから43ページを御覧ください。7割軽減を規定している同項第1号ア条文中、現行「2万3,100円」を「1万9,600円」に、同号イ条文中、(ア)の現行「1万5,400円」を「1万2,600円」に、(イ)の現行「7,700円」を「6,300円」に、(ウ)の現行「1万1,550円」を「9,450円」に、同号オ条文中、現行「7,000円」を「6,860円」に、それぞれ改め、同号カの次にキからケまで7割軽減を規定した子ども・子育て支援納付金の条文を記載のとおり新設するものです。

5割軽減を規定している同項第2号条文中、現行「30万5,000円」を「31万円」に、同号ア条文中、現行「1万6,500円」を「1万4,000円」に、同号イ条文中、(ア)の現行「1万1,000円」を「9,000円」に、(イ)の現行「5,500円」を「4,500円」に、(ウ)の現行「8,250円」を「6,750円」に、同号を条文中、現行「5,000円」を「4,900円」にそれぞれ改め、同号カの次にキからケまで、5割軽減を規定した子ども・子育て支援納付金の条文を記載のとおり新設するものです。

2割軽減を規定している同項第3号条文中、現行「56万円」を「57万円」に、同号ア条文中、現行「6,600円」を「5,600円」に、同号イ条文中、(ア)の現行「4,400円」を「3,600円」に、(イ)の現行「2,200円」を「1,800円」に、(ウ)の現行「3,300円」を「2,700円」に、同号オ条文中、現行「2,000円」を「1,960円」にそれぞれ改め、同号カの次にキからケまで2割軽減を規定した子ども・子育て支援納付金の条文を記載のとおり新設するものです。

44ページから46ページを御覧ください。未就学児の均等割軽減を規定している同条第2項は、基礎

課税額を規定している第1号イ条文中、現行「4,950円」を「4,200円」に、同号ロ条文中、現行「8,250円」を「7,000円」に、同号ハ条文中、現行「1万3,200円」を「1万1,200円」に、同号ニ条文中、現行「1万6,500円」を「1万4,000円」にそれぞれ改めるものです。同項第2号の次に子ども・子育て支援納付金の均等割軽減額の条文を記載のとおり第3号として新設し、同条第3項条文中、現行「所得割額及び」を「所得割額並びに」に、被保険者均等割額の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」をそれぞれ加え、同項第1号は括弧書き中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改めるものです。同項第6号の次に第7号から第9号まで記載のとおり、子ども・子育て支援納付金に係る項目を新設し、第3項の次に、同一世帯に18歳未満の被保険者がいる場合、その子に係る子ども・子育て支援納付金の均等割額を減額する条文を第4項として新設するものです。

46ページ中段から51ページを御覧ください。附則第3項から附則第13項までの条文中、「第8条」の次に「、第9条の4」をそれぞれ加えるものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとし、適用については令和8年4月1日から遡及適用し、納期を規定している第12条の改正規定は令和9年4月1日から施行するものとなります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を地域創生課長より求めます。

地域創生課長。

○地域創生課長（原田徳仁君） それでは、議案第28号 工事請負契約についてご説明を申し上げます。

本工事は、町の復興に欠かせない安定的な雇用機会の創出や就業環境の充実を図るとともに、魅力ある産業を呼び込むことで町民の帰還促進や新たな移住、定住につなげ、町の地域再生及び活性化を推進することを目的に富岡第二産業団地を整備するものでございます。令和8年5月18日に一般競争入札を執行し、落札者と工事請負の仮契約を締結いたしましたので、地方税法第96条第1項第5号及び富岡町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、議案第28号別紙資料1を御覧ください。工事名は富岡第二産業団地整備工事、工事場所は富岡町大字小良ヶ浜地内、工期は議会の議決を得た日から3日を経過する日から令和10年3月20日までであります。契約金額は19億5,250万円、契約の相手方は前田・桂特定建設工事共同企業体であります。

また、別紙資料として、特約条項及び入札状況調書を添付しておりますので、併せてご参照ください。

次に、議案第28号別紙資料2を御覧ください。資料右側の中ほどに示しました工事概要についてご説明申し上げます。本工事は、富岡第二産業団地の基盤整備を行うため、敷地造成をはじめ、道路や調節池などを整備するものでございます。工事につきましては、安全管理を徹底するとともに、品質管理及び工程調整等を適切に行いながら、令和10年4月の供用開始に向けて事業を進めてまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を地域創生課長より求めます。

地域創生課長。

○地域創生課長（原田徳仁君） それでは、議案第29号 工事請負契約についてご説明を申し上げます。

町は、夜の森地区の復興を進める上で商業施設及び温浴施設を核とした復興の中核となる拠点の整備を進めており、地域のにぎわい創出や住民の憩いの場の確保、さらには交流人口の拡大を図ることとしております。本工事は、温浴施設の運営に必要な温泉井戸を整備するものであり、令和8年5月28日に指名競争入札を執行し、落札者と工事請負の仮契約を締結いたしましたので、地方税法第96条第1項第5号及び富岡町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、議案第29号別紙資料1を御覧ください。工事の名称は、夜の森地区復興中核拠点施設温泉井戸整備工事、工事の場所は富岡町夜の森北1丁目32番1、工期は議会の議決を得た日から3日を経過する日から令和10年12月28日までであります。契約金額は2億6,180万円、契約の相手方は新協地水株式会社、代表取締役、佐藤正基であります。

また、別紙資料として特約条項及び入札状況調書を添付しておりますので、併せてご参照ください。

次に、議案第29号別紙資料2を御覧ください。施工箇所につきましては、資料左上、施工箇所のとおり、既存の温泉井戸と同じ温泉帯水層からの揚湯を目指すため、これまでに把握している掘削実績や地質資料、専門事業者の助言等を踏まえ、温泉が出る可能性が高い位置として既存井戸に近接した位置を選定してございます。

資料右側、中ほどの各工事の内容を御覧ください。本工事につきましては、温泉井戸の掘削工や揚湯設備工などを実施し、温泉利用に必要な施設の整備を行うものでございます。工事につきましては、安全管理を徹底するとともに、品質管理及び工程調整等を適切に行いながら、令和10年12月末の完成に向けて事業を進めてまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 議案の説明の前に、生涯学習課より本定例会に提出いたしました議案資料の一部に誤りがありましたこととおわび申し上げます。今後資料作成に当たりましては、しっかりと確認をまいります。大変申し訳ありませんでした。

それでは、議案第30号 工事請負契約についてご説明させていただきます。本事業は、富岡町総合体育館の利便性向上と町指定避難所の機能強化を図るため、空調設備等の工事を行うものです。

それでは、工事請負契約の締結についてご説明をさせていただきます。議案第30号別紙資料1、工事請負契約書を御覧ください。令和8年5月28日に指名競争入札が執行された結果、予定価格以下でありましたので、工事請負の仮契約をいたしました。工事の名称は、富岡町総合体育館空調設備工事であります。工事の場所は富岡町小浜地内、工期は議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、末工期を令和9年3月31日までとしております。工事請負代金の額は消費税を含め3億7,180万円、契約の相手方は北関東空調工業株式会社、代表取締役、有賀行秀であります。

資料2枚目には本契約の特約条項、3枚目には入札状況調書を添付しております。

次に、工事の概要についてご説明をさせていただきます。議案第30号別紙資料2を御覧ください。資料上段に本事業の目的を記載しております。

次に、本事業の財源についてご説明をいたします。初めに、空調設備及び断熱改修工事につきましては、今月上旬に交付決定をいただきました文部科学省学校施設環境改善交付金を、非常用発電設備改修工事につきましては緊急防災・減災事業債の活用を予定しております。

続きまして、今回実施をいたします工事内容についてご説明をいたします。資料3番、工事概要の主な工事内容の から を御覧ください。あわせて、資料右側に体育館平面図と本工事で設置する機器類のイメージ写真を掲載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。 の館内空調設備設置工事では、体育館アリーナ北側と南側の壁面に43枚の輻射熱パネルを設置いたします。次に、体育館玄関を入った1階エントランス天井5か所にカセットエアコンを、2階エントランスにパッケー

ジ型エアコン４台、観客席に４台の計８台を設置いたします。また、今回設置する空調設備にはＬＰガスを動力として使用するため、体育館南側敷地にガスボンベ庫とガスヒートポンプを設置いたします。また、館内の空調を効率的に実施するため、黄色着色、赤枠でお示しをした６か所にスイング式のサーキュレーションファンを設置いたします。

次に、番の屋根断熱改修工事についてご説明いたします。屋根の断熱改修工事は、文部科学省の学校施設環境改善交付金の採択条件となっており、１階玄関上部屋根には遮熱塗装を、その他の屋根には遮熱シートを敷設いたします。施工箇所につきましては、平面図紫色と緑色に囲んだ場所となります。

最後に、の非常用発電設備改修工事についてご説明いたします。本工事は、町指定避難所の機能強化を目的に、体育館南側敷地に燃料貯蔵庫を新設し、非常用発電機燃料容量を60リットルから990リットルに増設し、館内空調設備機器及び照明の一部を72時間稼働できるようにするものです。本工事は約９か月となりますが、先行して体育館アリーナ床下の配管工事、体育館屋根の遮熱対策工事や屋外設備の建築工事を実施し、年末頃からアリーナ内への輻射熱パネルの設置を行うこととしております。工事実施に当たりましては、工事請負者と定期的に打合せを行い、安全に工事を進めてまいります。

説明は以上となります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

９番、渡辺三男君。

○９番（渡辺三男君） 毎回これ出る質問ですけれども、10者指名しながら３者しか札入れない、あと辞退。辞退ということは仕事要らないということなのかな、その辺お聞かせください。

あと、最近夏の温度がすごい温度だということで、当然こういう工事を行うようになったのだと思うのですが、これ最大で冷やした場合にどのくらいまで下がるのか。温度どのくらい上がるのかな、今暑いときで35度くらいまで上がるのかな、室内だと35度でかかないのかな。窓を閉め切っていると40度くらいまで上がってしまうのかな。最大でどのくらいまで冷やすことが可能なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（猪狩 力君） 今回の入札に関しましては、７者ほど辞退ということになっておりますが、その理由について町でも確認をしております。今回本工事に含まれる建設工事をまずもって持っているもので、建設工事を実施することができないと、今対応できないというような回答が２者、それから同じく他の工事があり、人員を確保できないという会社が２者、それから中東情勢等で先が見えないためというような、そういった個々の理由を確認しておるところでございます。町としましては、入札に関して、入札に応じていただいて辞退と、その中で起きたことでございますので、残りの３者の入札の状況によって落札としたものでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、今回の輻射熱パネルにつきましては、20度前後までの温度調整が可能となっております。体育館については、夏場やはり議員がおっしゃったとおり30度以上の気温になることもありますが、25度程度まで約1時間ぐらいで下げられるというようなことでお聞きしております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。入札状況調書に関しては、きちっとした理由があるということで、認めざるを得ないのかなと。理由とすれば、人員が配置できないとか、中東情勢ということですので、正直なお答えなのかなと思います。

あと、2問目に関しては、20度くらいまで下がるということで、非常に快適な運動ができるのかなと今後期待しております。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和8年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（猪狩 力君） 議案第31号 令和8年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の内容をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、組織の一部改編及び人事異動に伴う配置職員の変更により給与等人件費の補正と、観光振興事業費において25年ぶりの富岡海水浴場開設に向けた運營業務委託費について、必要な

予算補正を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,989万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億9,231万3,000円とするものです。

それでは、第1表、歳入歳出予算についてご説明いたします。3ページをお開き願います。初めに、歳入について申し上げます。第18款繰入金、第2項基金繰入金1,989万2,000円の増額は、歳入の不足額を補填するために財政調整基金から1,989万2,000円を繰入れするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費599万3,000円の減額は、組織改編に伴う配置職員の変更により、一般職給料455万4,000円の減、期末手当115万9,000円の減などによるものです。

第3款民生費、第3項災害救助費1,757万円の増額は、組織改編に伴う配置職員の増により、一般職給料910万8,000円の増、共済組合負担金310万1,000円の増、勤勉手当239万4,000円の増、期末手当231万8,000円の増などによるものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費439万3,000円の減額は、組織改編に伴う配置職員の減により、一般職給料227万7,000円の減などによるものです。

第7款商工費、第1項商工費900万円の増額は、観光振興事業費として富岡海水浴場開設に係る整備と運営の委託料900万円の増によるものです。

第11款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費370万8,000円の増額は、組織改編及び人事配置において会計年度任用職員のフルタイム職員給料206万9,000円の増などによるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で質疑を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。8ページをお開きください。8、9ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。10、11ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 18ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

9 番、渡辺三男君。

○9 番（渡辺三男君） 総括ではないのですが、見逃したものですから。海水浴場開設の経費ということで900万円、これ委託で上がっていますけれども、当然どこかに委託するのでしょうか、委託の中身教えてください。

あと、海水浴場ですから、海水浴場の沖にロープが何か張らないと危険なのかなと思うのですが、やるとすればそういう工事費も含んでいるのかどうか、その辺の中身お聞かせください。

○議長（堀本典明君） 地域創生課長。

○地域創生課長（原田徳仁君） 1 点目の900万円の内訳ということでございますので、ご説明申し上げます。

大まかに分けますが、監視していただける方、こちら 3 人体制でございます。救命の資格を持っている方 3 人で約150万円ほど、それから海水浴場の砂地の整備、それから今ほど 2 番目にありましたロープ張り関係の遊泳区域の境界設置、それから仮設水道整備工事などに約530万円、それから仮設トイレや A E D のリース関係で220万円の部分で、トータル900万円を計上させていただいたところでございます。

以上であります。

○議長（堀本典明君） 9 番、渡辺三男君。

○9 番（渡辺三男君） 分かりました。人の命大切ですので、初年度、初めての開設ということで、十分気をつけていただきたいと。当然監視員の 3 名に関しては、救助の資格ある人がいるのであれば、それにこしたことはないものですから、十分気をつけて運営していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 令和 8 年度富岡町一般会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後直ちに第１委員会室において総務文教常任委員会、第２委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第１委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第１委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願い申し上げます。

それでは、午後２時まで休議いたします。

休 議 （午後 １時５４分）

再 開 （午後 ２時０３分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

○委員会報告

○議長（堀本典明君） 日程第８、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

５番、渡辺正道君。

〔総務文教常任委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（渡辺正道君） 報告第１７号、令和８年６月１６日、富岡町議会議長、堀本典明様、総務文教常任委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、６月１６日午後１時５５分より富岡町役場第１委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。１、所管事務の調査。（１）総務課に関する件、（２）企画課に関する件、（３）税務課に関する件、（４）住民課に関する件、（５）いわき支所に関する件、（６）郡山支所に関する件、（７）教育総務課に関する件、（８）生涯学習課に関する件、（９）出納室に関する件、（１０）議会事務局に関する件。

２、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

３、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第７５条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、宇佐神幸一君。

〔産業厚生常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第18号、令和8年6月16日、富岡町議会議長、堀本典明様、産業厚生常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、6月16日午後1時56分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）都市整備課に関する件、（2）健康づくり課に関する件、（3）福祉課に関する件、（4）農業委員会に関する件、（5）農林水産課に関する件、（6）地域創生課に関する件、（7）安全対策課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、4名、欠席委員、1名、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局職員。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） 報告第19号、令和8年6月16日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、6月16日午後1時57分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、4名、欠席委員、1名、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君） 報告第20号、令和8年6月16日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、6月16日午後1時58分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第21号、令和8年6月16日、富岡

町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、6月16日午後2時より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、7人、欠席委員、1人、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、6番」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するための動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま6番、高野匠美君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、6番、高野匠美君より説明を求めます。

6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条

の規定により議長に委任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（堀本典明君） 以上をもって本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。富岡町議会会議規則第7条の規定に基づき、本日で本定例会を閉会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

これをもって令和8年第4回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 2時16分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和8年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 宇 佐 神 幸 一

議 員 渡 辺 三 男